

令和8年度柴田町議会6月会議会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	吉田謙治	君	2番	大橋武彦	君
3番	平間康弘	君	4番	笠松均	君
5番	吉田清	君	6番	小田部峰之	君
8番	安藤義憲	君	9番	平間幸弘	君
10番	桜場政行	君	11番	大坂三男	君
12番	平間奈緒美	君	13番	佐々木裕子	君
14番	高橋たい子	君	15番	広沢真	君
16番	白内恵美子	君	17番	吉田和夫	君
18番	石森靖明	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤正人	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	藤原輝美幸	君
まちづくり政策課長	熊谷英樹	君
財政課長	大山薫	君
税務課長	渡辺潤	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	小林威仁	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長	天野敬	君

農政課長 併
農業委員会事務局長

宮 武 靖 洋 君

商工観光課長

吉 野 真 佳 君

都市建設課長

佐 藤 康 弘 君

上下水道課長

平 間 一 行 君

危機管理監

太 田 健 博 君

技術管理監

関 隆 行 君

教育委員会部局

教 育 長

古 積 裕 一 君

教育総務課長

杉 本 龍 司 君

スポーツ文化振興課長

畑 山 慎太郎 君

その他の部局

代表監査委員

関 場 孝 夫 君

事務局職員出席者

議会事務局 長

鹿 又 博 文

次 長

伊 藤 純 子

副 参 事

大川原 真 一

主 事

加 藤 峻

議 事 日 程 （第1号）

令和8年6月5日（金曜日） 午前9時00分 再 会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 諸報告

（1）議長報告

（2）町政報告

第 4 報告第 1号 専決処分の報告について（柴田町町税条例の一部を改正する条例）

第 5 報告第 2号 専決処分の報告について（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

第 6 報告第 3号 専決処分の報告について（令和7年度柴田町一般会計補正予算）

- 第 7 報告第 4 号 専決処分の報告について（令和 7 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）
- 第 8 報告第 5 号 専決処分の報告について（令和 7 年度柴田町介護保険特別会計補正予算）
- 第 9 報告第 6 号 専決処分の報告について（令和 7 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 第 10 報告第 7 号 専決処分の報告について（令和 8 年度柴田町一般会計補正予算）
- 第 11 報告第 8 号 令和 7 年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 12 報告第 9 号 令和 7 年度柴田町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 13 報告第 10 号 令和 7 年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 14 報告第 11 号 令和 7 年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 15 議案第 2 号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 3 号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 4 号 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 5 号 財産の取得について（小型消防ポンプ付軽積載車）
- 第 19 議案第 6 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第 20 議案第 7 号 令和 8 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 21 議案第 8 号 令和 8 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 22 民生委員推薦会委員の推薦について
- 第 23 一般質問
- (1) 大 橋 武 彦 議員
- (2) 吉 田 清 議員
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時00分 開 会

○議長（石森靖明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和8年度柴田町議会6月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石森靖明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において4番笠松均君、5番吉田清君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（石森靖明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

6月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から6月11日までの7日間、うち6月6日及び6月7日を休会とし、実質5日間と意見が一致いたしました。よって、6月会議の開催期間は、本日から6月11日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（石森靖明君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の開催期間は、本日から6月11日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程表により議事の進行を図りますのでご了承願います。

また、6月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（石森靖明君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 私の都合で6月会議が私の最終議会となりますので、よろしくお願いいたします。正式には6月11日に表明させていただきたいと思っております。

それでは、諸報告に入ります。二つです。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の実績について申し上げます。

令和7年度からのエネルギーや食料品価格高騰等への対応及び住民生活、地域経済を支援するために取り組んだ9事業の実施状況について、ご報告いたします。

まず、物価高騰による生活への影響を考慮して1人当たり7,000円相当の「しばた暮らし応援食料品券」を配布するエネルギー・物価高騰等に直面する町民への食料品券配布事業は、町民3万5,703人に2億4,992万1,000円を支給しました。113店舗で利用可能とし、換金率は99.1%、換金実績は2億4,759万円でした。

2つに、小中学校に就学する児童生徒の保護者が負担する給食費相当を一定期間支援することで保護者の経済的負担を軽減するエネルギー・物価高騰等に直面する小中学生世帯への学校給食費負担軽減事業については、2,544人の児童生徒を対象に、令和8年1月期と2月期の2回分について給食費の無償化などの対応を行いました。実績額は4,002万1,118円です。

3点目、子ども食堂を実施している団体に対して事業継続を図るため支援金を支給するエネルギー・物価高騰等に直面する子ども食堂実施事業者支援事業については、年間食事提供見込数に応じ5団体に43万3,000円を支給しました。

4点目、幼児教育施設の安定的な運営を支援するためエネルギー等価格高騰分を支援金として支給するエネルギー価格高騰下における幼児教育事業者支援事業については、3事業者に各10万円、合計30万円を支給しました。

町内タクシー事業者や阿武隈急行株式会社が事業を継続するために支援するエネルギー価格高騰下における交通事業者支援事業については、5タクシー事業者に57万円、阿武隈急行株式会社に200万5,000円を支給しました。

医療機関、介護サービス事業所及び障がいサービス事業所の負担を軽減し、地域の医療施設及び介護サービス事業所等の安定的な運営の支援を行うエネルギー価格等の高騰に直面する社

会生活サポート事業者支援事業については、病院2か所、医科診療所16か所、歯科診療所13か所に816万円、介護サービス事業所15か所、障がいサービス事業所11か所に458万円、みやぎ県南中核病院に3,305万円を支給しました。

特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して1世帯当たり1万円の給付金を支給する低所得世帯物価高騰対策事業については、3,032世帯に3,032万円を支給しました。

8点目、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当の受給者に対し対象児童1人当たり2万円を支給する令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事業については、令和8年6月30日まで申請を受け付ける予定で、4,937人に9,874万円を支給する見込みです。

生活が困窮しているひとり親家庭への生活を支援するため、児童扶養手当受給世帯に1万円を支給する低所得ひとり親家庭への生活支援給付金事業については、268世帯に268万円を支給しました。

以上、9つの支援施策の実績についてのご報告といたします。

2点目、「2026しばた桜まつり」について申し上げます。

2026しばた桜まつりは、町民や関係機関からなる実行委員会を組織し、4月1日から4月16日までの16日間にわたり開催いたしました。

4月3日には、コロナ禍などで開催を見送っていた開花식을議員各位をはじめ多くの皆さんにご出席をいただいた中で盛大に行いました。開花式では、陸上自衛隊船岡駐屯地「船岡さくら太鼓」による勇壮な演奏も披露され、式典に花を添えていただきました。

出店関係では、これまでの三ノ丸広場や白石川河川敷、しばた千桜橋の下に加え、今年完成したしばたの郷土館前の「みんなの広場」にもキッチンカーが出店したことで、桜まつりにおける出店数は25店舗となり、多種多様なグルメも桜まつりの魅力の一つとなりました。

また、渋滞緩和の新たな対策として、桜まつりのホームページで駐車場の空き状況をリアルタイムで確認できるシステムを導入しましたところ、しばたの郷土館前駐車場や新図書館予定地駐車場が満車となっても大きな渋滞が発生することがなかったことから、一定の成果があったものと考えております。

訪日外国人観光客は、今年も台湾やタイなどのアジア圏を中心に世界各国から訪れていただき、特に貸切りバスは267台中151台が外国人のツアーバスとなりました。4月11日には、外国人観光客の方々へのおもてなし対応の一つとして、「放課後英語楽交」で英語を学んだ町内の小中学生31人が「ジュニアおもてなしボランティア」として英語で観光案内を行いました。

今年の桜まつり期間中の観光客は、満開時の4月11日、12日の土日にかけて警報が発表され

るほどの暴風に見舞われたことや、それに伴う電車の運休、またスロープカーの運休などの影響により、昨年の実績から約10%の2万5,000人が少ない22万人となりました。訪日外国人観光客数は1万5,000人で、昨年の実績から約20%の増となりました。

最後に、今後も美しい桜をはじめとした季節の花々が咲き誇る「花のまち柴田」に多くの観光客をお迎えできることを期待しまして、ご報告といたします。

以上でございます。

○議長（石森靖明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（柴田町町税条例の一部を改正する条例）

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

○議長（石森靖明君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について及び日程第5、報告第2号専決処分の報告についての2件について、一括して報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、報告第1号柴田町町税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことによるものです。

改正の主な内容は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正、新築住宅に係る特例措置の拡充に係る固定資産税の減額措置などであります。

報告第2号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことによるものです。

改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し

をするものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項から第9項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

以上です。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。報告第1号及び報告第2号について、税務課長。

○税務課長（渡辺 潤君） それでは、初めに、報告第1号柴田町町税条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

報告書5ページをお開きください。

専決処分書のとおり、地方税法などが改正する法律が令和8年3月31日に公布され、この法律の施行期日が同年4月1日と定められていることに伴いまして上位法の改正内容を町税条例に反映させる必要が生じ、令和8年3月31日付で専決処分を行いましたので、ご報告させていただくものです。

7ページをお開きください。

改正内容の主なものは、令和8年度税制改正における軽自動車税環境性能割廃止に伴う規定の整備です。今までは3輪以上の軽自動車を取得するときに課される環境性能割と軽自動車を所有することによって課される種別割の二本立てで課税義務を規定しておりましたが、税制改正において環境性能割が廃止されましたので、軽自動車税は所有者に課するというシンプルな一本の規定となります。

専決処分の条例改正は、この軽自動車税の改正が大部分を占めます。先ほど説明した内容が重複しますので、軽自動車税種別割、環境性能割の規定の改正については説明を省略させていただきます。

条項の説明になります。

第19条延滞金に関する規定となります。改正前の第81条の6第1項、8ページに移りまして、第2号及び第3号の第81条の6第1項の申告書は、環境性能割について規定していることから、文言を削除し規定の整備を行うものです。

第33条個人住民税の所得割の課税標準です。第3項の地方税法に規定する特定配当等について、上位法の改正に伴い文言の整理を行うものです。

以降、軽自動車税に関する改正が続きます。

15ページをお開きください。

附則の説明になります。

第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定です。いわゆる住宅ローン減税について、所得税から引ききれなかった控除額がある場合、残額については翌年度の町県民税から控除することができるため、町税条例においても規定がされております。税制改正におきまして、改正前の第7条の3と、16ページに移りまして、改正前の第7条の3の2が改正後は第7条の3に統合、一本化されますことから、第7条の3の2は削除し条項の整理を行うものです。なお、削除いたしました第7条の3の2については第8条以降でも引用しており、文言を削除する整備を行っております。

17ページをお開きください。

中ほどの条項です。

第8条肉用牛の売却による課税の特例になります。こちらは畜産農家への免税措置になりますが、適用期限が令和12年度までと3年延長されたから対象年度を改めるものです。

18ページをお開きください。

第10条の2です。わがまち特例と呼ばれているもので、中小企業が生産性向上に資する機械装置などを導入したときなどに固定資産税の課税標準の特例として減免できることを定めている規定です。主な改正は、引用条項の項ずれとなりますが、19ページに移りまして、改正前の第18項から第20項は、特定再生可能エネルギーについて対象となる発電設備などが制度自体の整備がされたことによって削除しているものです。

20ページをお開きください。

続きまして、第10条の3、固定資産税の各種減額制度に関して申告書の提出を求める規定です。建築後、一定期間を経過したなど要件を満たした建築物については、省エネ改修工事やバリアフリー改修工事を行うことによって申請後の翌年度に固定資産税が減額される特例制度がございます。主に引用する地方税施行令が改正されたことから、引用条項の項ずれを整理するものです。

22ページをお開きください。中ほどになります。

第16項です。国の補助を受けバリアフリー改修工事を行った場合、減額となる対象施設について、今までは劇場やコンサートを行う音楽堂など芸術公演施設に限定されていましたが、ホテルなどが追加され対象施設が拡大しております。

23ページをお開きください。

改正前の欄になります。15条の2から25ページまでなんですけれども、25ページの第15条の

6までは軽自動車税環境性能割に関する特例規定の条文を削除しております。

25ページの中頃、第16条軽自動車税の税率の特例になります。燃費基準の達成度に応じて購入した翌年度の軽自動車税が軽減されることを規定した条項です。第2項において、軽減されるグリーン化特例の対象期間を3年間延長しております。

26ページに移りまして、第3項では、営業車の軽自動車について、令和7年度に購入した車両は令和8年度に限り税率を引き下げると規定しております。なお、改正前の第4項については、第3項に統合されることから削除しております。

29ページをお開きください。下のほうにある条項です。

第21条の2、優良住宅地等の宅地造成等のために土地等を譲渡した場合について、長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を規定しております。上位法の改正により適用期限が令和11年度までと3年間延長されたことから、対象年度を改めるものです。

27ページにお戻りください。

先ほど29ページで説明した優良住宅地等の課税の特例を除きますが、この第16条の3から33ページまでの第24条の3までは附則第7条3の2が削除されたことに伴いまして附則第7条の3に統合、一本化されることから、形式的な整備を行っております。

35ページをお開きください。

欄外の附則です。

第1条において、施行期日を令和8年4月1日と定めております。

第2条固定資産税に関する経過措置です。固定資産税に関する改訂規定は、令和8年度以後の年度分から適用し、令和7年度までは従前の例によること。また、特定再生可能エネルギーの発電設備などに係る特例については、所要の経過措置を設けております。

第3条は、軽自動車に関する経過措置です。改正後の規定は、令和8年度以後の年度分について適用すること、施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対する環境性能割と令和7年度以前の軽自動車税の種別割については従前の例によることと規定しております。

第4条については、36ページに移りまして、軽自動車税の種別割について所要の整備を行っております。

以上、柴田町町税条例の一部の改正についての詳細説明となります。

続きまして、柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

39ページをお開きください。

専決処分のとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に交付されたことに伴いまして令和8年3月31日付で専決処分を行いましたので、ご報告させていただくものです。

41ページをお開きください。

柴田町国民健康保険税条例につきましては、令和7年度3月会議において、令和8年4月1日を施行日とする子ども・子育て支援法の規定に基づく条例改正をご審議いただいたところです。一方、今回ご報告する専決処分は、3月会議でご審議いただいた条例が施行される前に当該条例の一部改正が必要となったことから、令和8年3月31日付で専決処分を行ったものです。また、現在ご覧いただいている報告書は、専決処分では改正しない条項を表記するため、専決処分では改正する部分だけを抜き出した報告第2号関係資料、こちらをご覧ください。

関係資料の1ページをお開きください。改正後の改正後の欄で説明いたします。

第2条課税額です。第2項は、医療保険分として算定される基礎課税額になります。課税額は、被保険者に対して算定した所得割額並びに均等割額及び平等割額の合算とし、合算額が67万円を超える場合は基礎課税額を67万円として課税限度額を66万円から67万円に引上げを行うものです。第3項及び第5項は規定の整備をしたものです。

2ページをお開きください。

第23条国民健康保険税の減額です。先ほど基礎課税額の課税限度額は67万円と説明させていただきましたが、こちらは67万円を超える額については減額すると規定したもので、後期高齢者支援金等課税額26万円、介護納付金課税額17万円、子ども・子育て支援納付金課税額3万円と合わせて113万円が課税限度額となると規定したものです。

2ページの下の方になります。

第2条第1項第1号のクは、規定の整備を行ったものです。

3ページをお開きください。

第2号5割軽減措置の規定です。1人当たり所得の基準額を30万5,000円から31万円に引き上げることによって減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直しするもので、中頃にあるクは規定の整備を行ったものです。

第3号です。4ページに移りまして、こちらは2割軽減措置の基準額を規定したものになります。5割軽減措置と同様、基準額の見直しと規定の整備を行うものです。なお、課税限度額と軽減基準額の見直しについては、中間所得者層の負担を考慮し、相応の負担能力を有する世

帯にご負担をお願いするという観点から国の政令において見直しがされたものです。

第3項第1号になります。国民健康保険の被保険者に出産される方がいる場合の減額を規定した条項となりますが、地方税法施行規則の改正に併せ改正するものです。

最後になります。

第4項については、子ども・子育て支援金課税額の18歳未満被保険者の均等割額を全額減額する規定について文言の整理を行ったものです。

欄外の附則です。

この条例は、公布の日から施行すると規定しております。

以上、柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての詳細説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は一括いたします。質疑に当たっては、報告番号及びページ数を示して行ってください。質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号及び報告第2号の2件の専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（令和7年度柴田町一般会計補正予算）

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

日程第8 報告第5号 専決処分の報告について（令和7年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

日程第9 報告第6号 専決処分の報告について（令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（石森靖明君） 日程第6、報告第3号専決処分の報告についてから日程第9号、報告第6号専決処分の報告についてまで、以上4件について一括して報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第3号から報告第6号までの専決処

分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る報告第3号令和7年度柴田町一般会計補正予算は、歳入では地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などが確定し、歳出では各予算科目における事務事業費の精算による減額や各種基金の運用益積立金を計上したものです。あわせて、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の変更等を行います。歳入歳出とも4億3,535万6,000円を減額し、補正後の予算総額は168億8,504万1,000円となります。

報告第4号令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算は、歳入では国県支出金、繰入金などの額が確定し、歳出では保険給付費、保険事業費などの確定によるものです。歳入歳出とも1億3,136万8,000円を減額し、補正後の予算総額は38億2,428万円となります。

報告第5号令和7年度柴田町介護保険特別会計補正予算は、歳入では国県支出金、繰入金などの額が確定し、歳出では保険給付費、地域支援事業などの確定によるものです。歳入歳出とも1,057万5,000円を減額し、補正後の予算総額は33億4,169万6,000円となります。

報告第6号令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算は、保険料などの確定によるものです。歳入歳出とも347万1,000円を減額し、補正後の予算総額は5億7,609万8,000円となります。

以上、各種会計につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。初めに、報告第3号について、財政課長。

○財政課長（大山 薫君） それでは補足説明をいたします。

報告書51ページをお開きください。

報告第3号専決処分の報告についてです。

議会の権限に属する軽易な事項で議会の議決により町長に委任されている事項について、専決処分をしたので報告するものです。

報告書53ページをお開きください。

専決処分書です。令和7年度柴田町一般会計補正予算につきまして、令和8年3月31日付で専決処分したものです。

55ページをお開きください。

町長が報告理由として申し上げました、歳入歳出予算の減額をはじめ繰越明許費の変更及び廃止、債務負担行為の変更並びに地方債の変更について補正予算を編成したものです。

62ページをお開きください。

第2表は、繰越明許費の変更及び廃止を行うものです。

1、変更については、記載しました6件の事業について、事業費の精査などにより令和8年度への繰越額を減額しております。

次に、2、廃止です。8款4項新しい地方経済・生活環境創生基盤整備事業（町道船岡西7号線ほか整備事業）について、年度内に事業が完了したことから廃止するものです。

63ページをお開きください。

第3表は、債務負担行為の変更を行うものです。記載しました19件の事項について、主に契約額の確定などに伴い限度額を変更するものです。

65ページをお開きください。

第4表は、地方債の変更を行うものです。記載しました11件の事業費について、事業費の確定などに伴い限度額を減額するものでございます。

69ページをお開きください。

一般会計補正予算に関する説明書になります。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入です。歳入予算の各項目について、交付額が確定したことなどから補正計上しております。

71ページをお開きください。

12款1項1目地方交付税3,764万4,000円の増は、主に特別交付税の交付額確定によるものです。

78ページをお開きください。

20款1項2目基金繰入金3億3,516万9,000円の減は、今回の補正予算の歳入歳出見込みから一般財源で対応できることや充当事業の精算により過充当となる額について、基金に組み戻すものです。

これにより補正予算専決処分後の令和7年度末の財政調整基金の残高は、歳出予算に計上しております基金利子分の積立金を合わせまして約15億1,900万円となります。同じく、ふるさと柴田応援基金の残高は約7億2,600万円となります。また、スポーツ振興基金の残高は約7億2,700万円となります。なお、ふるさと柴田応援基金繰入金の減額補正によりまして、関係支出科目の財源更正を行っております。

82ページをお開きください。

3、歳出になります。歳出につきましては、年度末の補正となることからほとんどが人件費

や事業費の確定などによる減額補正となっております。113ページ以降の給与費明細書、118ページ以降の債務負担行為に関する調書及び120ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、今回、人件費、債務負担行為及び地方債の補正がありましたので、それぞれ補正前、補正後の比較となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 次に、報告第4号について、健康推進課長。

○健康推進課長（小林威仁君） 報告第4号専決処分の報告について詳細説明をいたします。

報告書123ページをお開きください。

専決処分書になります。専決処分日は、令和8年3月31日になります。

125ページをお開きください。

令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,136万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億2,428万円とするものです。

129ページをお開きください。

歳入です。交付額の確定等に伴う補正となりますので、主なものについて説明させていただきます。

4款1項1目保険給付費等交付金1億1,429万4,000円の減額は、1節普通交付金、2節特別交付金の交付決定によるものです。

130ページをお開きください。

6款1項1目一般会計繰入金691万9,000円の減額は、一般会計からの繰入金で、それぞれの事業確定によるものです。

6款2項1目財政調整基金繰入金1,481万1,000円の減額は、国庫及び県支出金、歳出の保険給付費などが確定したことから国民健康保険事業財政調整基金に繰り戻すものです。この結果、国民健康保険事業財政調整基金の残高は2億525万9,238円となります。

続いて、歳出です。事業実績に伴う補正となりますので、主なものについて説明いたします。

133ページをお開きください。

2款1項療養諸費から、134ページの2款2項高額療養費につきましては、保険給付費の確定により減額するものです。

136ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分については、歳入の国庫、県支出金の確定により国民健康保険事業財政調整基金等との財源組替えを行ったものです。

4 款 1 項特定健康診査等事業費から、137ページの2 項保健事業費につきましては、それぞれ事業確定による減額補正となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 次に、報告第5号について、福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） それでは、報告第5号専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

報告書141ページをお開きください。

専決処分書です。専決処分日は令和8年3月31日です。

143ページをお開きください。

令和7年度柴田町介護保険特別会計補正予算です。第1条です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,057万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,169万6,000円とするものです。

次に、147ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明をさせていただきます。3 款国庫支出金2 項国庫補助金2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）405万6,000円、3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）143万4,000円の減額は、それぞれ交付金額の確定によるものです。

7 款繰入金1 項一般会計繰入金1 目介護給付費繰入金326万5,000円の減額は、同じく額の確定による減額となります。

続いて、歳出について主なものを説明させていただきます。

150ページをお開きください。

2 款保険給付費1 項介護サービス等諸費1 目居宅介護サービス給付費18節負担金、補助及び交付金428万9,000円の減額は、給付費の確定によるものです。

4 款地域支援事業1 項介護予防・生活支援サービス事業1 目サービス事業費12節委託料、訪問型軽度生活援助委託料（債務負担）76万7,000円、18節負担金、補助及び交付金、通所型サービス事業費89万5,000円の減額は、いずれも額の確定によるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 次に、報告第6号について、健康推進課長。

○健康推進課長（小林威仁君） 報告第6号専決処分の報告について詳細説明をいたします。

報告書155ページをお開きください。

専決処分書になります。専決処分日は令和8年3月31日になります。

157ページをお開きください。

令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。今回の補正は、歳入歳出それぞれ347万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,609万8,000円とするものです。

160ページをお開きください。

歳入です。1款1項2目普通徴収保険料244万9,000円の減額は、現年度分の収入による補正となります。

3款1項1目事務費繰入金86万4,000円の減額は、事業確定によるものです。

161ページをお開きください。

歳出です。1款1項1目一般管理費78万円の減額は、事業確定によるものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金244万9,000円の減額は、保険料収入の減に伴い広域連合への納付金を減額するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、報告番号及びページ数を示して行ってください。質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。2番大橋武彦君。

○2番（大橋武彦君） はい、大橋です。

報告第3号、歳出、10款教育費2項小学校費、3項中学校費、106ページから108ページの教育費についてです。

今回、小学校の管理費で1,976万9,000円、中学校の管理費で2,165万8,000円の減額となっております。年度末の実績整理という面は理解しておりますが、学校の管理費は子どもたちの学び、学校の安全、施設環境、そして支援が必要な児童生徒への対応に関わる大切な予算であります。中身を見ますと各小学校、各中学校の一般管理事業、それから人件費、光熱水費、燃料費、車借上料、さらに就学援助費、特別支援教育就学奨励費にも減額が出ております。今回の減額は主に実績見込みによる整理なのか、それとも予定していた教育活動それから施設管理、支援事業の中で実施できなかったものがあったのか、学校現場、児童生徒への影響はなかったのか伺います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 106ページから108ページの小学校管理費1,976万9,000円並びに中学校管理費の2,165万8,000円の減額理由について説明をいたします。

主な理由としまして3点挙げられます。

一つは、大橋議員がおっしゃいました燃料費です。当初予算では各学校ごと前年度の実績などをベースに予算化しておりますが、燃料費については冬場の天候や子どもたちの体調にも左右され予測が困難な部分もある中、FF暖房機とエアコンをうまく活用することによる、いわゆる学校の先生の創意工夫によって灯油代の経費が抑えられ、小学校費6校で154万9,000円、中学校費は3校で156万9,000円の執行額確定による減額補正を行ったところです。

2点目、光熱水費です。主な理由としましては、近年の電気代高騰を見込んだる予算に対して、各学校では日常的に節電行動の促進を行っております。また、日頃の節水及び夏場の猛暑によるプールの回数が例年より少なく使用水量の減により、最終的に執行額確定によって小学校費では463万7,000円、中学校費で509万5,000円の減額補正を行ったところです。

3点目、就学援助費、特別支援教育就学奨励費です。小学校費19節の扶助費723万4,000円並びに中学校費19節の扶助費1,010万9,000円の減額については、令和7年度給食費の9期、10期分を地方創生臨時交付金を活用したことにより、就学援助費並びに奨励費の給食費分がかからなかったことが一番大きな理由となります。そのほか就学援助費の各費目の単価についてですが、国の要保護児童生徒援助費の単価に準じて予算要求をしておるところでございます。令和7年度予算要求の際、国の基準額の引上げのお知らせが9月にありまして、その就学援助並びに特別支援奨励費の単価も国の単価に準じて予算化したところでございます。しかし、最終的には国の単価引上げはほぼ据置きになった結果、町の単価も国の単価を基準として支援を行った結果、各学校の扶助費の支出が見込みより少なくなったところです。なお、対象児童生徒数については、扶助費につきましてはその年にならないと予測が困難な部分もあり、町としては過去の実績などを基に積算しているところです。

今回の補正は、令和7年度の執行額が全て確定したことによる減額補正となります。大橋議員がおっしゃる教育活動、学校生活、その他もろもろ、児童生徒の支援に影響があるということではありません。

以上です。

○議長（石森靖明君） ほかに質疑ありませんか。5番吉田清君。

○5番（吉田 清君） 5番吉田清でございます。

報告第3号専決処分の報告なんですけれども、104ページ、9款消防費1項4目水防費の専

決処分についてお伺いしますが、当初予算では134万6,000円が計上されておりましたが、今回の専決処分で129万5,000円が減額されております。ほとんど支出されなかったなということなんですけれども、この理由を伺います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 104ページ、9款1項4目の水防費なんですけれども、こちらの予算構成を見ていただくと分かるんですけれども、報酬、旅費、需用費、原材料費というようなことで、昨年度令和7年度につきましては台風を含む水害の被害がなかったということで消防団の出動がこちらのほうではなかったということで、こちらの需用費の消耗品で土のう袋を買ったのみの5万1,000円ということで、それ以外のものについては支出しなかったということで、額の確定によって専決処分ということで補正しております。

以上です。

○議長（石森靖明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） ほかにないようでございますので、以上で報告第3号から報告第6号までの4件の専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第10 報告第7号 専決処分の報告について（令和8年度柴田町一般会計補正予算）

○議長（石森靖明君） 日程第10、報告第7号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第7号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第10項の規定により、柴田町議会議員に欠員が生じることによる補欠選挙を柴田町長選挙に併せて執行するための経費を補正計上したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

歳入歳出それぞれ1,222万5,000円を増額し、補正後の予算総額は160億1,371万4,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） それでは補足説明をいたします。

報告書165ページをお開きください。

専決処分書です。専決処分日は、柴田町選挙管理委員会において、柴田町議会議員に欠員が生じたことによる補欠選挙を柴田町長選挙に併せて執行することを決定した令和8年4月17日です。

167ページをお開きください。

令和8年度柴田町一般会計補正予算です。町長が申し上げました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行ったものです。

170ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入です。20款1項2目基金繰入金1,222万5,000円の増は、財政調整基金から補正財源として繰入れするものです。これにより、財政調整基金の残高は約8億9,500万円を見込んでおります。

次のページ、171ページをお開きください。

3、歳出です。2款4項2目町長選挙費1,572万5,000円を全額減額し、3目町長選挙及び町議会議員補欠選挙費として2,795万円を新たに計上したものです。右側の説明欄の事業内訳をご覧ください。印刷製本費や通信運搬費、ポスター掲示場設置管理業務委託料、選挙運動経費負担金などの選挙執行に係る予算額を1,897万6,000円、町職員の投開票事務従事者時間外勤務手当など人件費の予算額を897万4,000円として計上しております。

173ページ以降の給与費明細書につきましては、今回、人件費の補正がありましたのでそれぞれ補正前、補正後の比較となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。5番吉田清君。

○5番（吉田 清君） 5番吉田清です。

172ページ、18節負担金、補助及び交付金616万5,000円。選挙運動経費負担金が計上されていますが、この候補者のはがきや選挙カーの公費負担分とは思っておりますが、これは何名分の候補者を想定して計上したのでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 公費負担分でございます。人数は11人

分。内訳としては、町長選挙で5人分、町議の補欠選挙で6人分。正確な人数で予算化するの
は不可能でございますので、実績プラス多めに予算化しております。

○議長（石森靖明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） ほかにないようでございますので、以上で報告第7号専決処分の報告に
ついてを終結いたします。

日程第11 報告第8号 令和7年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（石森靖明君） 日程第11、報告第8号令和7年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書
について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第8号令和7年度柴田町一般会計繰越明
許費繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

令和7年度柴田町一般会計予算のうち、令和8年度への繰越事業として既に議決いただい
ている事業の繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規
定により報告いたします。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） それでは、報告第8号令和7年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計
算書につきまして説明いたします。

報告書179ページをお開きください。

今回報告する繰越事業につきましては、令和7年度の補正予算に繰越明許費補正として計上
し、お認めいただいていたものでございます。計算書に記載のとおり、翌年度繰越額及びその
財源が確定し、令和8年度に繰り越しましたので報告いたします。

181ページから182ページにかけて計算書を調整しております。

182ページをお開きください。

繰越事業費の翌年度繰越額ですが、合計の欄をご覧ください。総額で9億9,837万2,000円
です。財源につきましては、既収入特定財源として令和7年度中に収入した8万5,000円、未収
入特定財源として国県支出金4億2,263万円、地方債4億3,830万円、その他の特定財源40万

円、一般財源 1 億3,695万7,000円を令和 8 年度に繰越いたしました。

次に、報告第 8 号関係資料をご覧ください。

16の事業ごとに繰越しの内容を記載しております。左から 4 つ目の欄に事業内容を簡潔に記載いたしました。その右隣の欄は繰越事業の完了日または完了予定日について記載しております。これらの繰越明許費につきましては、担当課におきまして適切な執行に心がけ、事業を着実に推進してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は 1 人 1 回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。以上で、報告第 8 号令和 7 年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終結をいたします。

日程第 12 報告第 9 号 令和 7 年度柴田町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（石森靖明君） 日程第12、報告第 9 号令和 7 年度柴田町水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第 9 号令和 7 年度柴田町水道事業会計予算繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

令和 7 年度柴田町水道事業会計のうち、地方公営企業法第26条第 1 項の規定による令和 8 年度への繰越事業として繰越額の計算書を調整しましたので、同条第 3 項の規定により報告いたします。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） 報告書183ページをお開きください。

報告第 9 号令和 7 年度柴田町水道事業会計予算繰越計算書について説明いたします。

185ページをお開きください。

繰越計算書となります。地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額です。令和 8 年度に繰り越した事業は、水道お客様センター新築事業と施設整備事業の 2 事業と

なります。繰越事業費の翌年度繰越額は、総額で825万円です。財源については、損益勘定留保資金等825万円を翌年度に繰越いたします。不用額は、総額で75万円となります。

別添の報告第9号関係資料をご覧ください。事業ごとに繰越しの内容を記載しております。

繰越しの理由ですが、水道お客様センター新築事業の水道お客様センター新築工事設計委託（債務負担行為）につきましては、地質調査が役場駐車場内での作業となることから、庁舎内での会議や行事等の日程などを踏まえ調整したため不測の日数を要し、年度内完了が難しく、翌年度に繰り越すものです。

次に、施設整備事業の馬場第2ポンプ場送水ポンプ更新工事（債務負担行為）につきましては、工場での送水ポンプ製作に不測の日数を要したため、年度内完了は難しく、翌年度に繰り越すものです。

なお、繰越事業の完了日又は完了予定日につきましては、記載しているとおりです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。以上で、報告第9号令和7年度柴田町水道事業会計予算繰越計算書についてを終結いたします。

日程第13 報告第10号 令和7年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（石森靖明君） 日程第13、報告第10号令和7年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第10号令和7年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

令和7年度柴田町下水道事業会計のうち、地方公営企業法第26条第1項の規定による令和8年度への繰越事業として繰越額の計算書を調整しましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） 報告書187ページをお開きください。

報告第10号令和7年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書について説明いたします。

189ページをお開きください。

繰越計算書となります。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。令和8年度に繰り越した事業は、雨水管渠等整備事業と污水管渠等整備事業の2事業となります。繰越事業費の翌年度繰越額は、総額で2億7,500万673円です。財源については、企業債7,850万円、国庫補助金7,468万1,000円、大河原町からの負担金1億2,050万6,874円、損益勘定留保資金など131万2,799円を翌年度に繰越しいたします。

別添の報告第10号関係資料をご覧ください。事業ごとに繰越しの内容を記載しております。

繰越しの理由ですが、雨水管渠等整備事業の鷺沼排水区雨水幹線整備工事につきましては、国の補正予算に伴い年度後半に増額補正予算をお認めいただいてから事業着手したことや光ケーブルの支障部分の移設に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となりました。なお、工事監理委託料、物件移転補償はこれらに伴うものです。

次に、污水管渠等整備事業の西船迫地区污水管渠等整備工事につきましては、国の補正予算に伴い年度後半、増額補正予算をお認めいただいてから事業に着手しましたので、年度内完了は難しく、翌年度に繰り越すものです。

なお、繰越事業の完了日又は完了予定日については、記載しているとおりです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。以上で、報告第10号令和7年度柴田町下水道事業会計予算繰越計算書についてを終結いたします。

日程第14 報告第11号 令和7年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（石森靖明君） 日程第14、報告第11号令和7年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第11号令和7年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

令和7年度柴田町一般会計予算のうち、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかった事業費を事故繰越ししたので、その繰越計算書を地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） それでは、報告書191ページをお開きください。

報告第11号令和7年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして説明いたします。
193ページをお開きください。

今回報告するのは、令和7年度内の完了見込みながら年度内に完了できなかった事業1件です。2款1項総務管理費の財産管理事業です。事故繰越しした事業内容は、大字富沢字猪倉地内の法定外公共物について、土地の贈与に必要な登記を行うための土地確定測量及び地積測量図等の図面や書類作成を委託した登記等業務委託料です。契約金額である支出負担行為額は47万800円です。表の真ん中、翌年度繰越額をご覧ください。47万800円を令和8年度に繰越ししたものです。財源は、全て一般財源となります。表の右側、説明欄をご覧ください。繰越しとなった理由は、令和8年2月9日に契約を締結いたしましたが、隣接地権者との境界立会いの日程調整に不測の日数を要し、境界立会いが3月30日になってしまったことから、年度内に業務委託が完了しなかったものです。なお、この事業につきましては4月30日までに完了しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。以上で、報告第11号令和7年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時から再開いたします。

午前10時43分 休 憩

午前 11 時 00 分 再 開

○議長（石森靖明君） 再開いたします。

日程第 15 議案第 2 号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第15、議案第 2 号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 2 号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に交付されたことに伴い、柴田町町税条例の規定を整備するものであります。

この改正の主な内容は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直しに伴う規定の整備などであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（渡辺 潤君） 議案第 2 号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議案書 3 ページをお開きください。

初めに、条例を改正することとなった経緯となります。

町長が提案理由で申し上げましたとおり、上位法である地方税法などが令和 8 年 3 月 31 日に交付されたことに伴いまして関連する町税条例の改正を行うものです。

条文について説明いたします。改正後の欄をご覧ください。

第34条の 7、寄附金特別控除です。こちらは、所得から控除される寄附金などを規定する条項です。ふるさと納税などの寄附金控除と併せて復興特別交付税が特別控除として規定されておりますが、復興特別所得税の課税期間の延長及び税率の減、そして防衛特別所得税の創設に伴い改正を行うものです。

続きまして、36条の 2、町民税の申告になります。

4 ページをお開きください。

公的年金等受給者の扶養親族等申告について、地方税法の改正に併せて規定の整備を行うものです。改正の内容は、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等が該当する特定親族特別控除が創設されたことによるものです。

続きまして、36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書です。

5 ページをお開きください。

第1項第2号及び第5項については、地方税法の改正に併せ項ずれを改正するものです。

続いて、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書になります。年金受給者の収入状況については、年金事務所から町長に申告書が提出されますが、特定親族特別控除が創設され、扶養できる親族の適用範囲が拡大したことによる見直しを行いまして、併せて規定の整備の改正を行うものです。

8 ページをお開きください。

第63条固定資産税の免税点です。現在は、固定資産税の課税標準となるべきそれぞれの額が、土地は30万円、家屋は20万円、償却資産が150万円に満たない場合は固定資産税は免税となり課税されませんが、今回、家屋と償却資産の免税点を改正するものです。家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に地方税法の改正に併せて改正を行うものです。

9 ページをお開きください。

以降は、附則の改正となります。

第6条特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例になります。特定一般用医薬品とは、ロキソプロフェンナトリウムやイブプロフェンなどが配合されているセルフメディケーション税制が対象となった市販薬のことです。今までは、平成30年度から令和9年度までの10年間として期限が設けられておりましたが、期限が設けられない恒久的な制度として改正を行うものです。

続きまして、第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定になります。こちらは、住宅ローン減税について適用期限を5年間延長するものです。

第7条の4、寄附金税額控除における控除額の特例と、10ページをお開きください。ページ中頃にあります第9条の2、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告特例等になりますが、こちらは復興特別所得税の課税期間の延長などに伴い条項の整備を行うものです。

第21条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税課税の特例です。優良住宅地を造成するために土地等を譲渡した場合について、長期譲渡所

得に係る軽減税率の特例です。

11ページをお開きください。

第2項は、法律改正に伴う項ずれを反映するもので、第4項については土砂災害特別警戒区域など宮城県が指定する区域については、税負担の軽減が該当しないと規定が追加されたものです。

第23条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例です。特定暗号資産とは、インターネット上でやり取りされるデジタル形式の財産的価値で、ビットコインなどが代表的なものです。この特提案号資産を譲渡した場合の税率を上場株式の売却益と同じ税率の20.315%と改正するものです。金融商品取引法などが改正することに併せて新設するものです。

13ページをお開きください。

第1条施行期日です。この条例は令和9年1月1日から施行いたしますが、1号として固定資産税の免税点については令和9年4月1日施行、2号として復興特別所得税の課税期間の延長などの改正に伴う税額控除の規定については令和10年1月1日施行、第3号として特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例については法律が施行された翌々年の1月1日施行と規定するものです。合わせて4とおりの施行期日がございます。

14ページをお開きください。

第2条町民税に関する経過措置と、15ページに移りまして、第3条固定資産税に係る経過措置です。先ほど施行期日が4とおりのことをご説明いたしましたが、それぞれの課税課目について施行日以前は従前の例によるものと規定したものです。

以上、柴田町町税条例の一部を改正する条例についての詳細説明となります。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第16 議案第3号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第16、議案第3号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、母子・父子家庭医療費、子ども医療費及び障害者医療費のそれぞれの受給者が、医療機関等において受給者証を提示することに代えてマイナンバーカードを利用できるよう規定を改めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（天野 敬君） それでは、議案第3号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

今回の改正は、国が進める医療分野におけるDX推進の一環で、自治体と医療機関及び薬局等をつなぐ情報連携基盤に接続することにより、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードによるオンラインでの受給資格の確認が可能となるため、柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例のほか関連する2つの条例について一部を改正するものです。今回の改正により、現在受給者が医療費の助成を受ける場合、母子・父子家庭医療費受給者証や子ども医療費助成受給者証及び障害者医療費受給者証を医療期間窓口で提示しなければなりません。本年10月1日からはオンラインでの資格確認が可能な医療機関においては個人番号カード1つで受給資格の確認が可能となるものです。

条文についてご説明を申し上げます。

第1条では、柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正です。第8条に所要のただし書を加えるものです。

次に、第2条柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正です。第8条に同じく所要のただし書を加えるものです。

議案の18ページをお開きください。

次に、第3条柴田町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正です。第8条に同じく所要のただし書を加えるものです。

次に附則です。この条例の施行日を令和8年10月1日からとするものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第 17 議案第 4 号 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（石森靖明君） 日程第17、議案第4号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、出入国管理及び難民認定法等が改正されたことに伴い、令和8年6月14日から多機能端末機及び窓口専用端末機において、個人番号カードに加え特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用して印鑑登録証明書が取得できるようになることから、これらを規定に加える改正を行うものです。また、電気通信事業法の改正に伴い、条例が引用する条項にずれが生じることから併せて所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） それでは、議案第4号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

ただいま町長からの提案理由にもございましたが、今回の条例改正は、上位法である出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法が令和6年6月21日に公布され、令和8年6月14日に施行されることに伴うものです。

現在柴田町では、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機または窓口専用端末機から印鑑登録証明書を取得することができます。今回の法改正におきまして、在留カードまたは特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した特定在留カードまたは特定特別永住者証明書の発行が可能となることから、個人番号カードに加え特定在留カードまたは特定特別永住者証明書を利用して印鑑登録証明書を取得できるようにするものです。また、電気通信事業法が令和7年5月28日に公布され、令和8年5月27日に施行されたことに伴い、移動端末設備、いわゆるスマートフォン等に

ついて条例が引用する条項にずれが生じることから、本条例の一部を改正するものです。

議案書の19ページをお開きください。

改正の内容となります。柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例です。

第15条、印鑑登録証明書の交付の規定です。第3項の表、区分の欄中、個人番号カード用、利用者証明書用、電子証明書が登録されているものとして個人番号カードのほか特定在留カードと特定特別永住者証明書を加えるものです。

20ページをお開きください。

同表、区分の欄中、移動端末設備が引用している電気通信事業法の規定について、第12条の2第4項第2号ロを、第12条の2第4項第3号ロに改めるものです。

附則になります。この条例は令和8年6月14日から施行するものです。ただし、第15条第3項の改正規定、第12条の2第4項第2号ロを第12条の2第4項第3号ロに改める部分に限り、公布の日から施行するものです。

以上、議案第4号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第18 議案第5号 財産の取得について（小型消防ポンプ付軽積載車）

○議長（石森靖明君） 日程第18、議案第5号財産の取得についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議案となりました議案第5号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

今回取得する財産は、火災等の災害時において、町民の生命と財産を守るため迅速に現場へ駆けつけ消防活動ができるよう、町消防団の小型消防ポンプ付軽積載車を購入するものです。入札の結果、4月30日にトーハツ県南サービス株式会社と852万7,150円で物品購入の仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） それでは、議案第5号財産の取得につきまして説明いたします。

議案書21ページをお開きください。

小型消防ポンプ付軽積載車1台を852万7,150円で購入するものです。入札の結果及び契約につきまして説明いたします。

議案第5号関係資料、財産取得契約案件資料の3ページをお開きください。

指名競争入札として、今回は記載のとおり4社を指名いたしました。

5ページをお開きください。

入札結果です。入札は、4月28日火曜日に執行しました。指名した業者のうち1社が入札を辞退し、3社による入札となりました。予定価格は、消費税抜きで799万3,400円です。結果は、第1回目でトーハツ県南サービス株式会社が775万4,400円で落札しました。入札執行の翌々日、4月30日に消費税込み852万7,150円で仮契約を締結しております。なお、納入期限は令和9年1月28日です。

財政課からの説明は以上でございます。

○議長（石森靖明君） 次に危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 続きまして、財産取得の詳細について補足説明いたします。

同じく、議案第5号関係資料、財産取得契約案件資料の7ページをお開きください。

今回取得する小型消防ポンプ付軽積載車1台は、主に町内下名生地区を担当する柴田町消防団第2分団第9班に配備している車両を更新するものでございます。取得する車両につきましては、3、車両の仕様等に記載のとおり、デッキバンタイプ、ハイルーフ、4輪駆動で4名乗車可能なものでございます。積載する小型消防ポンプのエンジンでございます。今回は、水冷4ストロークのガソリンエンジンとなります。なお、このデッキバンタイプの車両イメージになるんですけれども、資料9ページの写真のとおりでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第19 議案第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（石森靖明君） 日程第19、議案第6号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議案となりました議案第 6 号和解及び損害賠償の額を定めることについての提案理由を申し上げます。

今回の議案は、令和 7 年 1 月 30 日に岩沼市の市道において発生した町職員が運転する公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） それでは、議案第 6 号和解及び損害賠償の額を定めることについての補足説明をいたします。

議案書 23 ページをお開きください。

1 の損害賠償の相手方につきましては、議案書記載の会社となります。

2 の和解の内容及び 3 の損害賠償額につきましては、相手方と協議を重ねた結果、事故に係る町の過失割合を 95% とし、相手方の車両の損害額である 328 万円に当該過失割合を乗じた 311 万 6,000 円を町は損害賠償として相手方へ支払い、今後双方とも一切異議申立てを行わないことで物損事故の和解をするものです。

4 の事案の概要につきましては、令和 7 年 1 月 30 日午後 1 時 40 分頃、岩沼市空港南六丁目 3 番地の 1 付近の市道において、町職員が運転する公用車が安全確認不十分のまま減速せず交差点に進入したところ、優先道路を右方から直進してきた中型貨物自動車の左側面後部に公用車前部を衝突させ、両者の車両が破損したものです。なお、当該職員及び課内職員に対しましては、公用車の安全使用に努めるよう指導するとともに再発防止のために喚起したところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第 20 議案第 7 号 令和 8 年度柴田町一般会計補正予算

日程第 21 議案第 8 号 令和 8 年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（石森靖明君） 日程第 20、議案第 7 号令和 8 年度柴田町一般会計補正予算、日程第 21、議案第 8 号令和 8 年度柴田町介護保険特別会計補正予算、以上 2 件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議案となりました議案第7号令和8年度柴田町一般会計補正予算及び議案第8号令和8年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案第7号につきましては、歳出では地域未来交付金事業としてしばたスマートアグリタウン推進事業に係る経費を計上するほか、町内企業からの寄附を受け、その意向に基づき児童福祉施設における備品の購入や公園樹木の保全に要する経費などを計上するものです。歳入では、小学校児童に対する学校給食費の負担軽減補助金をはじめ、既決予算である中学校部活動の地域移行に関する事業費や今回計上した事業費の財源として国県支出金、寄附金及び諸収入の補正を行います。また、既決予算の財源補正に伴い、財源調整基金及びスポーツ振興基金の繰戻しを行います。歳入歳出それぞれ5,222万3,000円を増額し、補正後の予算総額は160億6,593万7,000円となります。

議案第8号につきましては、歳出については介護報酬改定に伴うシステムの改修に要する経費を増額し、歳入については繰入金を補正するものです。歳入歳出それぞれ125万4,000円を増額し、補正後の予算総額は30億263万5,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。初めに、議案第7号について、財政課長。

○財政課長（大山 薫君） それでは補足説明をいたします。

議案書25ページをお開きください。

議案第7号令和8年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行うとともに債務負担行為の追加を行います。

29ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。追加1件です。議会タブレットリース料について、一部の年額使用料が変動したことから、令和9年度から令和10年度までの限度額を計上するものです。なお、令和8年度分につきましては、歳出予算に補正計上しております。

31ページをお開きください。

一般会計補正予算に関する説明書になります。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入です。主なものについてご説明いたします。

16款2項1目総務費国庫補助金3,540万2,000円の増ですが、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援する地域未来交付金のデジタル実装型を計上したものです。

歳出の36ページ、農業振興費のしばたスマートアグリタウン推進事業補助に対しての国庫補助金となります。

17款2項6目教育費県補助金9,348万4,000円の増は、子育て支援を目的として、小学校児童の学校給食に必要な食材費について国が地方自治体を支援する給食費負担軽減補助金並びに文化部活動及び運動部活動の地域展開等を推進するための補助金を補正計上することによるものです。

19款1項寄附金です。民生費寄附金と土木費寄附金の合計で210万円を計上しております。町民1名と町内企業2社からそれぞれ寄附していただいたものです。歳入では児童福祉費寄附金に115万円、公園緑地費寄附金に95万円を計上し、今回の歳出予算において34ページから35ページの保育所費、児童館費の備品購入費や、36ページの公園緑地費、公園樹木等管理委託料に充当するものです。

32ページをお開きください。

20款1項2目基金繰入金538万4,000円の減は、今回の国県支出金の補正による既決予算の財源補正に伴い財政調整基金に183万2,000円を、スポーツ振興基金に355万2,000円を繰り戻すものです。これにより、財政調整基金の残高は約8億9,700万円、スポーツ振興基金の残高は約5億6,900万円を見込んでおります。

22款4項2目雑入の4節7,884万9,000円の減は、給食費負担軽減補助金の対象となる小学校児童の学校給食費徴収金受入金を減額するものです。次の5節雑入の説明欄をご覧ください。一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金130万円は、歳出の33ページ、2款1項4目まちづくり推進費に計上しております24区に対するコミュニティ助成事業補助に充当するものです。エアコンほかコミュニティ活動備品の整備に活用するものです。

33ページをお開きください。

3、歳出です。主なものについて説明いたします。

2款1項5目財政財産管理費です。当初予算でお認めいただいた庁舎車庫棟解体工事請負費において、産業廃棄物処分費用の増額分と公用車備品購入費における車両価格上昇分について補正するものです。合わせて92万3,000円を計上しております。

35ページをお開きください。

3款2項5目保育所費17節備品購入費79万7,000円、次の6目児童館費17節備品購入費53万2,000円の増は、主に歳入で説明いたしました指定寄附金を財源として、説明欄に記載のとおり各保育所、児童館で子どもたちの健全育成のための備品を購入するものです。

次のページ、36ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費3,540万2,000円の増は、歳入で説明しました地域未来交付金のデジタル実装型事業として実施するスマート農業機械利用拡大のためのしばたスマートアグリタウン推進事業補助に要する経費を計上したものです。

8款4項3目公園緑地費110万円の増は、歳入で説明しました指定寄附金を財源として公園樹木等管理委託料を計上するものです。

9款1項5目災害対策費337万5,000円の増は、現在建設中の（仮称）地域防災センターに設置する物品保管用ラック、棚でございます、こちらを購入するための経費を計上したものです。

37ページをお開きください。

10款4項3目スポーツ振興費は、歳入予算で説明しました国県支出金の増額によりスポーツ振興基金繰入金を減額する財源補正となります。

10款5項1目学校給食センター費286万円の増は、歳入予算で説明しました給食費負担軽減補助金の対象となる小学校児童のうち、給食を受けない児童への給付品を計上したものです。

38ページの債務負担行為に関する調書につきましては、今回債務負担行為の補正がありましたので当該年度以降の支出予定額等について記載しております。

財政課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 次に、議案第8号について、福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 議案第8号令和8年度柴田町介護保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

議案書39ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入では繰入金の増額補正、歳出では総務費の増額補正となります。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億263万5,000円とするものです。

42ページをお開きください。

歳入です。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金 2 節事務費繰入金125万4,000円の増は、歳出予算の増額分を一般会計から繰入れするものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費12節委託料、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料116万6,000円の増額補正は、主に本年 8 月から特別養護老人ホームなどの施設居住費について、利用者の所得に応じた負担限度額が設けられたことなどに対応するシステム改修のための費用となります。同じく、介護事業所台帳管理システム更新委託料 8 万8,000円の増額は、宮城県国民健康保険団体連合会と宮城県及び町で連携しているシステムの報酬区分の変更に伴う更新作業に要する費用となります。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件 2 件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第 2 2 民生委員推薦会委員の推薦について

○議長（石森靖明君） 日程第22、民生委員推薦会委員の推薦について報告をいたします。

町長から、民生委員推薦会委員について推薦依頼がありました。よって、議会運営基準により議会運営委員会において協議の結果、委員には吉田謙治君を推薦することにしましたので、報告いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後 1 時15分、再開いたします。

午前 1 1 時 3 7 分 休 憩

午後 1 時 1 5 分 再 開

○議長（石森靖明君） 再開いたします。

日程第 2 3 一般質問

○議長（石森靖明君） 日程第23、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には、議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

2 番大橋武彦君、質問席において質問してください。

〔2 番 大橋武彦 登壇〕

○2 番（大橋武彦君） 2 番大橋武彦です。

通告に従い一般質問を行います。

大綱 1 問、6 期24年の滝口町政の総括と、次代へつなぐ説明責任と教育投資を問う。

滝口町長は、6 期24年にわたり本町の町政運営を担ってこられました。まずは、長きにわたり町政の先頭に立ってこられたことに、敬意を表したいと思います。

一方、今期限りで退任の意向を示された今だからこそ、これまでの町政運営を総括し、次の町政へ何を引き継ぐのかを町民に明らかにすることは重要であると考えます。

また、この間、社会情勢は大きく変化しました。少子高齢化、人口減少、公共施設の老朽化、社会保障費の増加、災害への備え、物価高騰、そして教育環境の整備など、町の財政を取り巻く環境は厳しさを増し、町政課題は年々複雑化していると感じています。

町民に対して財政状況を分かりやすく伝えることは大切である一方、不安だけを与えるのではなく、今後の方向性や希望もあわせて示すことが必要であると考えます。

さらに、町長はこれまで「教育への投資」を大切にされてきたと受け止めています。学校施設や教育環境の整備は大切であります、が、「教育への投資」とは、単に施設整備や予算額だけでなく、それを子どもたちの成長にどう結びつけるか、地域の未来を担う人づくりにどうつなげるかが重要だと考えます。

そこで、次の点について伺います。

1) 6 期24年の町政運営を振り返り、町長が最も力を入れてきたこと、また、成果として町民に伝えたいことは何か。

2) 今期限りで退任するに当たり、やり残したこと、次の町政へ引き継ぐべき最大の課題は何か。

3) 財政状況や地区ごとの課題を町民に説明する際、町長はどのような姿勢を大切にしているのか。

4) 町長が考える「教育への投資」とは、具体的にどのようなものか。また、これまでの「教育への投資」を今後どのように子どもたちの成長や人づくりにつなげていくべきと考えるか。

5) 町長から、町民、そして、これからの町政に関わる議会や執行部へ伝えたいことは何か。

以上です。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大橋武彦議員から、私の6期24年の町政運営について5つの質問がございましたので、随時お答えをしたいと思います。

1点目、最も力を入れたこと、成果として町民に伝えたいことについてでございます。

まず、ご理解いただきたいことは、町政運営においては、一つに時代の変化や住民の価値観の変化、自然の脅威や社会的リスクへの対応など様々な地域課題に対応しなければなりません。

また、財源不足に陥っている柴田町は、その時々々の国の施策動向や財政支援制度に大きく左右されますので、町長が力を入れようとしても一貫した取組ができないのが実情でございます。

24年間の町政運営の中で、その時その時ごとに最も力を入れたのが異なります。1つに三町合併問題、2つに三町合併問題が決着した後の自立に向けた「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」の制定と行財政改革、3つに学校施設整備、4つに地方創生推進事業を活用した大型プロジェクト等の実施、5つに東日本大震災や台風19号による水害等に対する防災減災対策やコロナ禍への対応などです。

成果として町民の皆さんに伝えたいことは、「お任せ民主主義」「おねだり民主主義」「我田引水型の政治」から脱却して、自分たちのまちのことは自分たちで考え、自立の精神の下で行政、議会、まちづくり団体が一丸となって住みよいまちづくりに取り組むことでございます。

自立の精神さえ堅持していれば、どんな困難があっても時間はかかりますが乗り越えられると思っております。

2点目、やり残したこと、次に引き継ぐ最大の課題についてでございますが、次々に起こる地域課題の解決や柴田町を発展させるための社会インフラや公共施設の整備などの目標値は、時代とともに変化していくことから、中長期的な時間軸の中で達成されていくものでございます。そのため、現在柴田町が取り組んでいる政策や事業は全て途中経過であり、目標達成に向けた一里塚ということになりますので、思い残すということがなく、これからも目標達成に向けて推進されていくものと考えております。

次の町政に引き継ぐ最大の課題ですが、人口が減少し、少子高齢化社会を迎え、また、核家

族化が進み、地域コミュニティが脆弱化する中で、自助の精神や共助の精神が薄れてきております。

そのため、最後のセーフティネットとしての行政に対する住民の依存度や一方通行の要求がかつてないほど過大になってきております。

ところが、行政の仕事は格段に増える一方なのに、職員不足、財源不足が障害となり、住民の要望に応えきれなくなっているのが最大の課題でございます。

今後は、公共サービスを行政だけが担うのではなくて、行政以外の住民や企業などをまちづくりのプレイヤーとしていかに巻き込み、公共サービスの一部を担っていただけるような仕組みづくりが必要ではないかと思っております。

3点目、財政状況などを説明する際に大切にしている姿勢についてでございます。

まちづくりの基本は、町の正しい情報を共有することから始まります。

まずは、住民懇談会において、町民の皆様から預かる税金の使い方について、また、その成果についてスライドやグラフを用いて分かりやすく説明することを心がけてきました。

説明に当たっては、1つに行政は喫緊の課題への対応だけでなく中長期的な視野での対応を行っていること、2つに「政策は予算なり」ですので皆さんが納めた税金以上の行政サービスは原則できないこと、しかしそれでは地域の発展や町民の暮らしを守ることができませんので「エビでタイを釣る」手法で国や民間の資金を活用していること、3つに学校や道路などの建設費用は将来の世代と公平に負担を分け合うために借金をしていることなどを話しています。

こうした町の現状を理解していただいた上で、住民の皆さんの要望や提案を伺ってきました。

やはり住民の皆さんの要望を実現していくためには、様々な条件をクリアしなければならないことを理解していただく必要があったからでございます。

4点目、教育への投資に対する考え方です。

子どもたちを取り巻く教育環境は、自然環境の変化や人口減少社会における様々な弊害やデジタル社会といった新しい時代の流れの中、先行き不透明な社会に直面しております。こうした状況の中、「生きる力」を養うために「確かな学力」「豊かな心」及び「健やかな体」を身につける教育が求められております。

本町では、これまで子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境を整えるため、県内でも早期に全小中学校の校舎、体育館及び武道場の照明のLED化、トイレの洋式化、全ての

教室への空調設備の設置など大規模改修事業のほか1人1台端末の配備や通信環境の整備に努め、ICTを活用した学びの工夫を推進しております。

また、柴田町独自の政策として、児童生徒一人一人の個性と創造性を育む教育の実現を図るため、柴田小学校の小規模特認校制度の新設並びに複式学級解消のために講師1名の雇用、学力向上を目的とした教育専門員2名、いじめ・不登校や就学支援担当として教育相談員1名、小1プロブレムを防ぎ保幼小の連携促進のため保幼小かけ橋リーダー1名の雇用のほか、各小中学校には特別支援教育支援員の配置や柴田町心のケアハウスにスーパーバイザーや学習サポーター、自立支援相談員の配置など充実した人的投資を行ってきております。

学校の授業では、「日々の学習をしっかりと行うこと」を基本として、総合的な学習時間を中心に、しばたっ子応援団や社会福祉協議会の協力を得て地域の皆さんや企業と学習する中で、子どもたち自ら考え、行動する力を育む特色のある教育活動を実施しているところでございます。今年度は、既に4月に外国人観光客へ英語でおもてなしをするボランティア「JOV活動」を行い、大きな成果を上げております。

また、子どもたちの健康づくりとして、仙台大学の協力による柴田町独自の「しば体操」の普及や学校図書館司書の派遣による学校図書館の充実を図る読書活動の推進など、子どもたちの健やかな体と豊かな心を育む取組も進めてまいりました。

このように、本町の教育投資は、子どもたちが安心して学び、地域の中で健やかに育つことができる環境を総合的に整えてきたものでございます。

教育とは、児童生徒の学びに向かう力や人間性、知識や技能、思考力や判断力、表現力を身につけ、社会に出てからも学校で学んだことを生かせる「生きる力」を育むものであり、将来の地域づくりを担う人材の育成へとつなげていくことが重要であると考えております。今後も引き続き子どもたちが自ら考え、学び、行動する力を育む取組を充実させることが、将来の地域づくりへの参画意識へと結びつくものと考えております。

5点目、議会や執行部へ伝えたいことについてでございます。

町民の皆様には常に町政に関心を持っていただき、自ら正しい情報を集め、自分たちのまちは自分ごととして考え、行政と一緒に解決策を見いだすこと、また、できる範囲内で積極的にまちづくりに参加し、「お任せ民主主義」「おねだり民主主義」から卒業してほしいと思っております。

議会の皆様には、地方自治体における二元代表制のメリットを生かし、行政側が気づかない民意をつかみ提案していただくとともに、行政との緊張関係を維持しながら、これまでと同じ

ように柴田町の地域課題の解決やまちづくりに伴走していただければと思っております。

執行部の皆さんには、新しいリーダーの下で、まずは各地域での課題をはじめ将来起こるであろう地域課題を把握し、問題解決に向けて構想力と想像力をもって柴田町独自の政策にまとめ、町民とともに率先して現場に出向き汗をかく、そんな組織にさらに進化してほしいと思っております。

以上でございます。

○議長（石森靖明君） 大橋武彦君、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） ただいま町長から6期24年の町政運営についてご答弁をいただきました。

改めて24年という年月は大変長い時間であったと思います。町長が就任された当時と現在とでは、町を取り巻く状況も町民の生活も子どもたちを取り巻く環境も大きく変わってきたと思います。

今、町長から様々な分野についてお話をいただきました。そこでもう少し、町長のご自身の実感として24年を振り返ったときに、これは柴田町に残せたと、これは町民のためにやり切ったと最も感じているものは何でしょうか。また、反対にこれは本当はもっと進めたかった、それからここは次の町政に託さざるを得ないと感じているものは何でしょうか。町長の思いを伺います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、まちづくりは安全・安心というところが基本になります。その安全・安心のまちづくりをきちっと行った上で都市環境の整備、町民が充実した生活ができるようにしていくと。一方で、今少子高齢化になりまして独り暮らし、二人暮らしということで安全と安心というのが残念ながら確保できないと思っておりますので、そうした安全ネットというものをしっかりつくって、そして一人一人がこの柴田町を舞台にいろんな自分の可能性を引き出すような動きをしていくと、それがまちづくりだろうと思っております。

ところが、この自然災害を見てもらうと分かります、我々が23年前に考えていた降雨量は全然違ったような状況なので、先ほど申しましたように目標値というのは次々と変わっていくと。止めども止めども、追いかけていけばするほどこれは逃げ水のように目標は遠ざかっていくというのが実情でございます。

それで、町長に、本当に今160億円の事業予算を組んでおりますが、160億円全て町長が自由に使えるのであれば残す事業も多かったんでしょうけれども、94.8%は社会保障、子育て支援に使っておりますのでなかなか形として残すのは難しいと。でも、そうした中でも町民からの

一番最初に要望がありました総合体育館が欲しい、図書館が欲しい、それから子どもたちの室内遊び場が欲しいと、そういう要望にもやっといろんな創意工夫、職員の頑張りもあって着手できた。24年かかってやっと私が一番最初につくりたかった図書館ができると。それが今の地方自治体の財政構造であると、ここを理解しておかないといけないのかなと思っております。

ですから、お金さえいっぱいあればもっとももっといろんなことを残せたんでしょうけれども、やはり一番は安心ネットの構築ですね、それに力を入れざるを得なかったというのが正しい表現ではないかなと思っております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） ありがとうございます。

次に、町民への説明責任について伺います。

町長は、財政状況を町民に正しく伝えることが大切だといつも話されております。私もその点は全く同じ考えです。町の財政が厳しいのであれば厳しいと伝える、社会保障費が増えているのであればその現実を伝える、公共施設の老朽化に費用がかかるのであればその見通しを伝える。これは、町民と町政が同じ現実を共有するために必要なことだとは思いますが。その上で具体的に伺います。

5月に槻木地区へ配布された町政だよりの冒頭に「夢やスローガンだけで槻木地区の未来は変えられません」という表現がありました。町長としては財源の裏付け、計画性、実行力の大切さを伝えたかったのだらうと受け止めています。しかし、住民側から見ればこの言葉は非常に強く響きます。夢や希望を語ることで自体が否定されたように感じた、槻木地区の未来はそんなに厳しいのかと不安になった、町政が地域の住民に対して少し突き放しているように見えた、そのように受け止めた方もいたのではないかと思います。

そこで伺います。町長は、この言葉にどのような思いを込められたのか、また、この表現を目にした槻木地区の住民がどのように受け止めるかと考えて発信されたのか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 首長の責任は、まずはその地域課題を分析して新たなそれに対応した政策をつくる、その政策をもって実現していくということが基本です。これが政治家の使命、トップの使命です。実現しなければ何ぼ耳触りのいい言葉を言ったってそれまでです。ですから、私はこのことをみんなで共有してできるところからやっていくということです。例えば、

ごみ問題があります。みんながルールを守ってきちっとやっていって資源化をしていただけると自動的に仙南中核病院のごみ焼却への負担が減ります。そういうことをやっぱり町民の方々が理解していただかないといけないと。住民も何でもただにしてちょうだいと。ただにするのはいいです。ところが、じゃあ、そのただにした財源を誰が負担するのかと、そこまで思いを寄せないと町はよくなりませんよということを言っているんです。一部そういうことも理解をいただいているようすけれども。ただし、そこで問題になるのがもう一つあります。柴田町の財政規模だけでは、幾らそういう努力をしても限界があるということです。柴田町の1人当たりの税収、1人当たりの地方交付税、1市3町の中で最低なんです。最低。ちょっと話が飛びますけれども、例えば角田消防署、今造っております。角田消防署。町民は、柴田のお金がそこに一番負担している事実を知りません。そういうところをきちっと説明していただかないと、町民は何でも要求すれば、ただにすれば、したいですよ、でも最後は財源なんだというところをお互いに理解して、町民の方ができることは協力してもらうというふうに持っていけないと町はよくなりえないということになります。ですから、サービスをしたいのであればどこかで我慢しないと。限られているんでね。国のようにどんどんどんどん赤字国債を出してお金が、それだったら首長は本当に簡単です。でも、そこを我慢して町民に正しく理解していただかないと。町長は何もしないと不信感ばかり、不信感のあるところに町がよくなるはずがないということでございます。ですから、住民懇談会が一番町の情勢を直接伝えられる。その場に来ていただきたい。来ないで、悪い情報っていうんじゃないけれども、都合のいい情報だけでやられると町の本当にみんなでやるまちづくりというのができないのではないかと、そういう思いで出ました。ですから、夢やスローガンは実現しなければなりません。実現しなければならぬ。その時に自分たちの持っている財源だけでは足らないと、だからみんなで創意工夫して柴田町の独自の政策を、国や民間企業に認められる努力を柴田町はしてきました。PFI レンタル方式で総合体育館を建てたのは、宮城県で柴田町が最初です。それには頭金はいりませんよね、実現しました。図書館も、町の単独事業ではとてもとても13億円なんか出せませんから、それが第2世代交付金、いろいろ構想を立てて国から認めていただいて、そして半分補助金、半分の90%を借金してもいいよと、そういう仕組みがあったからこそできたということです。ですから、町民の皆さんにも柴田町の財源だけでは皆さんが要望するような安全も確保できないし、それからまちを発展させることもできない。そのためにはやっぱり政策を立てて、やっぱりこの政策は国の政策にも合っている、それから町を発展させる、だから国も応援しますと、それで確保したのが今回の第2世代交付金、22億円です。その2分の1、11億円と

ということになります。だからそういうことを直接この住民懇談会で説明したいんですけども、最初のうちはよかったんですが、だんだんだんだん参加する人がちょっと少なくなって正しい情報が伝えられなくなったという問題点は確かにあります。

以上です。

○議長（石森靖明君） 町長、答弁の中でごみ処理問題について発言されておりますけれども、その財源について最終的にみやぎ県南中核病院の財源に影響する旨の発言がありましたが、訂正をお願いいたします。

○町長（滝口 茂君） 仙南地域広域行政事務組合でございます。失礼しました、間違えました。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） ありがとうございます。

町長の意図は大体分かってはおります。夢や希望を否定するものではないというのは分かっているんですけども、私はその言葉が住民にどう届くかというところを考えています。発信する側として見れば、こちらからですかね、町長側からすれば現実を伝えたい、それから財源の大切さを分かってほしいという思いだったとしても、受け取る側は自分たちの地域の将来が否定されている、それから夢を語ることが軽く見られた、厳しさばかりを突きつけられたと感じてしまえば町民との信頼関係に影響すると思います。特に地域ごとの課題を扱う場合は、住民の地域への思いや誇り、不安に対してより丁寧に寄り添う必要があると思います。

そこで伺います。町民に対する町政情報の発信において、町長は発信する側の意図だけでなく受け取る側の町民の感情や受け止め方にどの程度配慮すべきとお考えでしょうか。また、今回の表現について、今振り返ってより丁寧な伝え方もあり得たとお考えかどうか、お伺いします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 夢やスローガンを否定するのではなくて、町長はその住民の思いを実現するためにどうしたらいいかということを言っています。ですから、否定される、どういう人が否定されているのか分かりませんが、現実、先ほど言ったように、税金の使い方の基本的なことを理解した上でそれで分かりましたと、じゃあ、我々も努力しますからというところまでまだいっていないと、全ての町民が。そうしないとまちは幾ら夢を、夢は実現しないと駄目なんですよ、いろいろ夢を皆さん持っていると思うんですが、行政のトップは公約した以上あらゆる手段を取って実現しないと駄目なんですね。ですから、夢が夢で、町民の人がそれでいい

んだとは思っていません。やっぱり自分たちのまちをこうしたいと。そのためには、まず今の財源がこうで、じゃあ、どうしたらこのまちができるのかというようなことを伝えないといけない。よくこういう話を聞くんですね、槻木は遅れていると、さっぱり工場誘致もしないと、こういう話なんです。ところが、時代が変わっているんですと。私も県庁で28年やっておりますからね。条件があるんですと、工場を誘致するには。当初、産業構造が今のようにデジタル化になる前は、広い土地と安い土地、それがあれば営業努力、町長がトップにいてセールスして、そういう時代も確かにありました。でも、今は人がいないんですから。問われるのは、働く人はいますかということなんです。ですから、政策というのは途中でがらりと変わる。町民の方々は企業さえ引っ張ってくれば発展すると、この短絡から抜けられないんです。企業誘致しても、若い人が地元に住まないという傾向もやっぱり町民の人に教えていただかないといけない。槻木は地盤が悪いものですから、パイルを打つと倍かかると。倍かかるというのを認めてもらわないと。例えば土地の造成費で1億円かかるとすれば、例えばですよ、2億円かかったと。そうしたら売れないんですから。そうしたら、申し訳ないけれども1億円は税金でカバーしますと、そういったときに町民が果たして理解してくれるか。そのためには、この工場誘致の条件というのをみんなで共有して、そんないい会社が来るならしょうがないと、1億円追加して2億円で土地を売っても構わないと。ただし、1億円が一般財源でなくなれば、その分の住民サービス、道路・側溝整備、遅れますよと。そういうことをしないと、単なる夢、もちろん不安にならせているのは大変申し訳ないんですが、そういうところをお互いにやってそうして信頼をして、じゃあ、やっぱり槻木地区をこうやって解決していこうと、そういうふうにいかないといつでも対立関係で終わってしまうと、それでは町は発展しないかなというのが私の行政経験です。

以上です。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） 大橋です。ありがとうございます。

町長が、夢は実現しなければと話してはおられたんですけども、私は子どもたちにもよく教員時代は夢は見るものじゃなくて実現する、それから夢はとにかく追いつけるものだと話しています。希望がなければ人間は前に進めないと私は思っているのも、本当にこの町民への説明は単に情報を流せば、出せばいいというものではなくて、財政が厳しい、財源が足りない、社会保障費が増える、公共施設の修繕費がかかる、もちろんそういう説明は大切なんですけども、それだけじゃなくて、それだけだと本当に不安が残ってしまうので、町民が本当に

知りたいのは厳しいから何もできないというそういうことじゃなくて、厳しい中で町は何を優先するのか、何を守って何を見直していくのか、どの順序で進めていくのか、住民と、町民と一緒に何をつくっていかうとしているのかということだと思います。つまり、財政説明は、町民を不安にさせるためでなくて、町民に納得してもらって一緒にまちをつくっていくためにあるべきだと考えます。町長は、財政状況を説明するときに単に不足額、厳しさだけを示すだけでなく、町としての優先順位、選択の理由、今後の道筋まで示すことが必要だと考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 繰り返しになるんですけども、優先順位、町長が優先順位を決めるということは、それを一番最初にやるということですね。ところが、さっき言ったように経常経費が94.8と。残りのやつでやるとすると、やらなければならないのはやっぱり一番住民の要望の多いものとなります。今、アンケート調査で一番多いのが、道路・側溝、水害対策をやってちょうだいと。ところが、道路・側溝、水害対策、柴田町単独ではできません、正直。全部優先順位でそこに投入していたら、2番目に要求しているのが子育てサービスです。それにお金は回りません。というようなことになるんです。ですから、優先順位って言葉では簡単なんです、優先順位を本気になってやろうとすると外部資金をもらわないといけない。その時に国の政策、子育て支援政策。今回一番いいのは、小学校の学校給食費、国で認めてくれた。柴田町は長年できませんでした。でも、国のお金が入ったがために令和8年度からは小学校はただになりました。じゃあ、中学校はどうなのということになると、その分、水害対策、道路整備、住民の一番要望の多いもの、優先順位としては高いんですけども、残念ながら子どもの学校給食費、もし補助金がつけばね、優先しなきゃないということなので、これは町長の仕事というのは自動車運転と同じように安全を、避けながらも、まっすぐ直線に行けないんですね。その場で止まったりするのは。最後は財源ということになりますので、その基本さえ町民と共有できれば。新しい政策も打ち出せております。現に槻木には新しい保育所が10年にできますとか、それから今工場団地を造るって言えないんですけども、これは言えない事情もあるんです。造成工事をするところもあります。入間田の何十年と投げっぱなしの、そこも改善しなければなりません。でも、単独では無理です。ですから、第2世代交付金を使って農村部の開発、これに国の金をもらえるように計画、政策を立案しなければいけないということですね。ですから、大橋議員が言うように、お金が自由にあるんだったら優先順位はつけられるんですが、こちらで判断するのはさっき言ったように町民が一番要望している水害対策、道路整備、

その上に安全ネット、その上に都市整備、最後にみんなで集まれる居場所づくりと段階的に、全てが実は優先しないと町というのは成り立たないということも理解していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） 町長の話は理解しております。そういうのも分かっています。私が言っているのは、基本的には言い方、伝え方の問題です。私は、この今回の町長の町政だよりに使われた「夢やスローガンだけでは未来は変えられない」という言葉についてもう一個だけ確認したいことがあります。

確かに夢やスローガンで町は動かないし、財源の裏付けもそれから制度の設計も実行力も必要だと思います。しかし、一方でこの町政に夢やスローガンが必要かといえば決してそうではなく、町がどこに向かうとかどんな町を目指すとか子どもたちにどんな未来を残したいのかとか、そうした大きな方向性とか希望があるから町民は基本的に町政に関心を持ち協力しようと思えるのではないのでしょうか。夢やスローガンと財政、実行力是对立するものではないと考えます。むしろ夢を実現に近づけるために財源をどう確保し、どの順番で進めるかを考えるのが町政ではないのでしょうか。町長は、町政運営において夢や希望を語ることと財源の裏づけをもって実行することを私は両立させてほしいんですけれども、どのように両立させるべきとお考えでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 政治家はね、最初になるには夢が必要です。これも分かります。私の夢は、一番最後に後で言いますが、私の夢は先人たちが植えた桜の木、桜の木がそろそろ老朽化、老木化して崩れかかっていますので、新たな桜を植えてこれを後世につないでいきたいということで桜の会に参加させていただいております。それから、本が好きだったのですから本屋めぐりをして、やっぱり図書館が、これから子どもたちの学習、読書力が基本だと思っていたのでそういう夢を持ってスタートしました。ですから、大橋議員と同じようにみんな夢やスローガンを持っています。皆さんも町民にこういうふうにして町会議員になりましたと思っている。そこで違うのは、それを実行しなければならない責任、責務、これが違うということです。ですから、大橋先生が最後に財源を確保するということなので、考え方は一緒です。一緒に最後になったように思います。とにかく最後には実現しなきゃないと。その時に最初から夢やスローガンを否定するという表現になってしまっていたというのであれば、それは

私の表現不足かなと思っております。私は24年間、県庁時代から入って52年間、地方行政に関わっておりますので、やはり少しでもこの柴田町がいろんな人に知ってもらっていいまちだねと、町民からは安心できるまち、ほかの自治体からはいいまちだよねと言ってもらえる、それを目指していろんな事業をやってきましたので、それを総体的に町民が最終的にどう判断してくれるかは私は今植えた桜の木500本、それが育つときに、ああ、この桜、育って、柴田町の桜並木がなくならないで新しい桜並木ができたというふうに評価してもらえるかは後の人たちが判断するんだろうなと今は思っています。ですから、夢やスローガンを持って、その表現の仕方はちょっと厳しかったかもしれませんが、その厳しいというのはやっぱり町民が夢やスローガンを持った以上、町長の責任としてそれは実現しなきゃいけないという責務が私は持っている。ですから、24年間、私の頭の中にいつもあったのは財源不足。だから、3月の予算編成になるときに胃が痛くなってね、たまたま検診……ちょっと余談になりますけれども、たまたま検診を受けたらその痛みは何でもないと言われたので、今日はファイトを持って皆さんと議論をしようと思ったところです。ちょっと冗談が過ぎましたけれども。

以上です。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） ありがとうございます。

ここまで町政の総括、町民への説明責任、地区ごとの課題などを伺ってまいりました。

ここからは、町長がこれまで大切にされてきた教育への投資について伺います。

私は、この教育への投資という言葉はこれからの柴田町にとって非常に重要なキーワードになると思っています。人口減少が進み、財政が厳しくなる時代だからこそ何に投資すべきかが問われています。最終的に人を育てることに投資するまちでなければ地域の未来はつukれないと私は思っています。そこで改めて伺います。町長にとっての教育への投資とは、単に学校施設を整えることなのか、それとも子どもたちの学び、心の成長、先ほど生きる力を育むという話が出てきましたけれども、地域への愛着、それから将来の町民を育てることまでを含むものなのか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 長い答弁になりましたけれども、見ていただくと分かるとおり子どもたちには相当投資をさせていただいてきております。学校関係では学校施設整備、これは回答しましたね。それだけでなく人的な学校への支援も柴田町は行っております。一時期には各学校に司書さんを1人配置したこともありました。ちょっと財政でちょっとね、今年はまたそれ

に再チャレンジしております。そういう人的支援もやってきました。それだけじゃなくて、やっぱり柴田町の子どもたちは一番は子ども会育成会という地域社会で育てるというのもありましたので、そこにも必ず顔を出して状況を把握してきましたし、子どもたちも社会的な環境の中で、例えばごみ拾い、桜まつりの季節にごみ拾いに参加してもらったり、それから英語で学習成果を、学校環境以外でも自分たちの力を試すと、そういうことの機会をつくってまいったところがございます。ですから、教育自体の具体的な中身は教育長さんをお願いしておりますが、その環境づくり、サポート役は私は一生懸命やってきたと思っておりまして、やっぱり子どもたちの持っている可能性を引き出していくのが我々大人の役回りだろうと、それも一人一人違うのでね、先生方も毎回違う子どもたちだから同じノウハウはないはずです。その人その人で、ただベースとなるやつは、先生の教育力があると思うんですけどもね、そういうことにはしてもらいますけれども。だから、教えるというのは先生方が研修なんかをしてレベルを上げていきますが、育てるということ、これは一人一人違うのでね、それは先生の持っている力量も一緒に育てていってほしいと。4月1日に柴田町に来るときに服務宣誓式というのがあるんですね。そのときに必ずそれは言わせていただいております。教えることはノウハウを持つとできるんですけども、一人一人、今違いますからね。子どもも違うし、その一緒にいる家庭まで先生は対応しないとやっていけない時代なのでね。ですから、いかにしてみんなで子どもを引き出していけるかというのは、私はこれまで基本にしております。ですから、この24年間で一番うれしかったことは何かという問いがあるんですけどもね、子どもたちから学校施設整備したり子ども議会、こうすると必ず感謝の手紙が届くと、感謝の手紙。それが、多分2市7町で毎回感謝の手紙をもらうのは私だけではないかなと。ちょっと調べていませんけれども。教育長、どうなんですか。毎回いただいております。ですから、私は子どもたちは素直に、当たり前のことなんですよ、当たり前、役所として当たり前なんだけれども、そこに感謝の手紙をよこしてくれるという教育委員会の動きが私はうれしいなと思っております。そのように、一人一人の子どもの可能性をみんなでやってきたつもりであります。それがたまたまチラシでは5年間で60億円という数字になりましたけれども、それだけではなくてやらせていただいたということでございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） ありがとうございます。町長から、教育への投資は施設設備だけじゃなくて子どもたちの可能性を引き出すこと、それから子どもたちの成長や人づくりにつながるものだという趣旨の答弁をいただきました。

私は、元教師としてその点をもう少し具体的に考えたいと思っています。例えば、子どもの成績を上げたいときに高価な教材を買っただけで子どもが自然に伸びるわけではありません、当たり前ですけども。もちろん教材は必要です。学ぶ環境を整えることも大切です。しかし、本当に大切なのはその教材をどう使うかだと思っています。子どもがどこでつまづいているか見取る、励ます、声をかける、時には一緒に考える。子どもたち自身が自分でできるかもしれないと思えるように伴走する。教育とはそこまで考え含めて初めて力をつけるものだと思います。これは、町の教育投資にも同じことが言えるのではないのでしょうか。学校施設を整える、体育館や教室の環境を改善する、予算をつける、それはもちろん大切です。しかし、その後その環境をどう生かすのか、子どもたちの成長にどう結びつけるのか、地域全体でどう支えるのか、そこまで考えなければ本当の意味での教育への投資にはならないと考えます。

そこで伺います。町長が考える教育への投資とは予算をつけることや施設設備を整備することに加え、その後の運用、子どもたちへの関わり、学校・家庭・地域が連携して育てる仕組みまでを含むものなのか、どう考えているのか、改めて伺います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、最終目指すところは大橋議員と同じなんです、残念ながら時代の流れを冷静に見てみますと家庭での教育力、養育力は相当落ちています。地域にも人がいません。それで、本来地域で育むべき子ども会育成会が少なくなっている現状。そうすると、全て学校、それで教師、そこに今負担がいていて、先生も分かるとおり、大橋先生もむしろ先生だったから分かるとおり、本来であれば子どもたちに向き合っている時間を長く取りたいと思っているんですけども、別な仕事、1人2人のトラブルがあったときに、やっぱり日頃保護者の方々との連携がだんだん取れていないので問題が大きくなって、そこにエネルギーを費やすような今の教育情勢になっています。昔ですと、ちょっとしたことはあるよ、トラブル。でも、地域の中でPTAとか地域の保護者の方々の全部協力があって学校と一緒にやりましょうというものだった。今、残念ながらない。全てじゃないですよ。学校が何かミスをするところを叩くと、そういう、それはマスコミを使ってね、そういう時代の流れになっているので、一方通行、教育も一方通行になってきているというのが今の私の考えです。それを大橋先生のように元のように戻さなきゃなかった。じゃあ、どうするかということなんです、子ども一人一人に向き合っているんだったらそれは可能だと思います。でも、その周りの環境まで学校の先生は背負っている、何か、先生をやられてそれで今議員になっておりますので、これからは大橋先生が今度は議員として教育経験を生かして我々教育委員会、行政を叱咤激励しても

らって少しでもよい方向に進んでいけばいいのかなと思っております。目指すところは同じなんです。でも、時代は逆の流れがますます厳しくなっているというところがちょっと先生との認識が違うのかなと思っております。ですから、最後に先生に責任がないというわけではないんですけれども、私の場合は最終的に全ての責任は私が取るものですから、そうならないようにみんなの力を借りてやっていきたいと思っております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） ありがとうございます。今は世の中でも地域の力が弱っているという話もよく出てきていますので、よく理解はできています。

子どもたちがまちに関心を持つ機会をつくることも大切だと私は考えていまして、子どもたちが自分の住むまちのことを知る、それから地域の課題を考える、自分たちがまちに何ができるかを考える、自分たちの声が町に届くと感じる、こうした経験はお金だけでは図れませんが、将来の町民を育てる上で非常に大切な投資だと考えています。そこで伺います。町長は、教育への投資を施設設備や子育て支援だけでなく、子どもたちが町に関心を持ち、将来のまちづくりに関わろうとする心を育てる取組まで広げて考える必要があると思うか、伺います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） どうも、先生にはね、私が強烈に変えちゃったものだからほかに何もしていないように映る。実は、学校整備、当初は残念ながら予算がなくて本当は遅れていたんです。一番ベテランの白内議員に聞いてみると分かるんですけどもね。相当この議会で学校の整備の遅れを指摘されました。若干好転しまして、それでお金がないときに一番最初に始めたのが子ども議会です。子ども議会、これは私は自分で誇っております。この子ども議会は本物です、本物。単にセレモニーとしてやってはきませんでした、最初から。もちろん、執行部も議会と同じように事前答弁いただいたものについては で回答を出して、町長ヒアリングをして一般議員と同じように、できるものはできる、子どもたちにはできないものはできないと。子ども議会を真剣なもう一つの議会と位置づけてやってきたということです。そこに柴田町のまちづくり、学校環境の整備、子どもたちの提案にも乗ってできるところからやってきたということでございますので、施設整備の前から子どもたちの地域への関心を高める努力はさせていただいておりますし、これが私が一番教育で誇れるものといえども子ども議会をずっとやってきたと、それも真剣にやってきたということではないかと思えます。そのほかの場合は、教育長からフォローをしていただきます。

○議長（石森靖明君） 補足。教育長。

○教育長（古積裕一君） 教育への投資、人材育成の面ということで、私からも常日頃町長と共有している点でございますので、お話をお答えしたいと思います。

柴田町には、教育振興基本計画がございます。令和5年3月に第6次柴田町総合計画後期基本計画が されまして、その中には子どもたちが安心して学び健やかに成長するための基本目標として、まちづくりを担う人材の育成と子どもたちの成長支援、まさに今話題となっている点が述べられてございます。

それを受けて、子どもたちの成長に向けて何が大切かということで、町長の答弁にもありました、まずは日々の学習、毎日の学習をしっかり行い授業づくりに注力することが大事ではないかなと思います。大橋議員もその点については今もお話がございました。授業づくりに注力するというので、学校のリクエスト、悩みに応じて教育委員会でも教育専門員等が学校に出向いて相談に乗っているところでございます。本町の不登校の最大の原因は勉強が分からないという事情もございますので、まずは分かる授業が全ての基本ということで確かな授業を行っていきたいと考えております。

授業の内容については、もちろん学習指導要領に定められる主体的・対話的で深い学びによる生きる力を育てていくという内容でございますが、その中で特に地域に貢献できる人材、人づくりを視点とした活動として先ほど町長のお話にもあった小学校による子ども議会もございますが、特に総合的な学習が主軸と考えております。高校では探究科と呼ばれているものでございます。

確認でございます。総合の目的は、横断的・総合的な学習や探究活動を通して自ら課題を見つけ、主体的に考え、よりよく解決する資質や能力を育成するというところでございます。関連で公民的分野、前回の議会でもお話ししましたが、主権者教育として中学校の社会科に模擬候補者の政策と財政について検討・比較し首長を選ぶ模擬選挙を、昨年度槻木中学校で退職校長会の支援をいただきながら実際に選挙管理委員会とともに実践した事例がございます。さらに、自分たちの住む地域の課題について様々な観点から調査し、解決方法を検討し、提言したり自分たちにできることを実行したりするというのを、実際に柴田町の中学生は現在も行っております。

紹介したいと思います。これにはやはり学校だけではできませんので、しばたっ子応援団や社会福祉協議会の支援をいただいております。防災の面では、社会福祉協議会の協力で船岡中、船迫中、槻木中、それぞれ全学年各2こまずつ活動しております。船迫中学校1年生ではクロスロード災害対応カード、2年生ではバーチャルマップ体験、3年生では避難所運営ゲー

ムということで、実際に地域にどのような貢献ができるかという学習に取り組んでおります。
また、福祉の面では、中学校先生ということで相談を受けた船中生が中学生先生ということで
デイサービスの先生をしている活動もございます。また、環境の面では3つの中学校で「しば
たの桜」を100年先に自分たちで何ができるかということを実際に調べ、そして実践する活動
をしております。船岡中学校では、昨年度生徒会執行部で検討し文化祭で飯淵七三郎さんの演
劇を上演し、今年は桜学習へとつないでいる。まさに地域に貢献しようとする学習を実際に今
行っているところでございます。

ほかにもたくさんございます。このような各校のすばらしい取組をまずは支援していくこと
が大事なのかなと考えております。また、課題として、地域の皆さんがなかなかこういう活動
を知らないということもございます。ぜひこの活動を各地域に広げて、より地域とコラボしな
がら活動していける小中学生を育てていくのが大事なのかなと考えております。

少し長くなりました。以上でございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） ありがとうございます。お二方からご答弁いただきました。

主権者教育に対してはまた別のところでお話をさせていただきたいと思っているんですけれ
ども、基本的には私はこの主権者教育に対しては子どもたちが自ら考えて行動するということ
が大事になってくると思うので、この件は後からにしたいと思います。

これからの柴田町にとって、ここが大切だと思っています。人口が増え、財源にも余裕がで
きる時代であれば施設を増やす、道路を整備する、サービスを拡充するという形でまちを前に
進めることができたかもしれません。しかし、これから人口減少、少子高齢化、財政の厳しさ
と向き合う時代です。だからこそ、まちの未来を支えるのは最後は人だと思います。柴田町に
愛着を持つ人、地域の課題を自分ごととして考える人、自分たちのまちを少しでもよくしたい
と思う人、そういう町民を育てていくことがこれからの町政にとって大きな柱になるのではな
いでしょうか。そこで伺います。町長が24年間の町政運営を終えるに当たり、次の町政に対し
て施設や財政だけでなく柴田町を支える人をどう育てていくかという視点をどのように引き継
いでほしいとお考えか、お伺いします。

以上です。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、町民の、先ほども答えましたけれども、やっぱり今大橋議員がお
っしゃったように、自分たちのまちをよくするには自分たちでやらなければならないと、人に

頼っていてよくなるはずはないという大前提です。ただし、そのためには、やっぱり町の情報を集めたりできる範囲内で町の行事に参加して自分で体験して、この点はよかったとか、ここはちょっとよかったけどここは不足しているという、まずはまちづくりで体験することから始めるのではないかなと思っております。私としては、行政に頼めば何でもただになるという「おねだり民主主義」からみんなで卒業してもらいたいと、これが町民への最大の要望です。とにかく一緒にやっていると。それにはきちっとした裏づけも必要ですよということを町民の皆さんには伝えたいなと。ただ、うちのほうも少し皆さんで自主的にやっている行事が我々の行政を超えて多くの人たちをこの柴田町に集めるイベントに育っていることもまた事実でございますので、そうした民間の動きを、町をよくしたいという動きをこれからも町は積極的にサポートするというふうにしたいと思っております。

それから、議会の皆さんには、私は議会改革、ほかの自治体から比べてこの二元代表制の弊害というのではないかなと思っております。やはり職員もアンテナを高くして地域に出向いてはいるものの、昔よりも残念ながら現場に行く機会が、仕事が忙しくてできません。そのときに行政が気づかない民意、それを一般質問等々直接提案していただいたりして伝えていただいているということです。もちろん、この議会では緊張関係をもって熱くなって議長からストップされるような場面も時たまありましたけれども、でも最終的には皆さん、ここに書いてありますようにみんなで柴田町をよくしたいと、少しでも地域をよくしたいとそういうのにウエートを置いているので、最後はいろいろ議論はしますけれども伴走していただいたのでいろんな事業ができたと思っております。これが、あるところとは言いませんけれども、いつでも感情的に町長が言ったら否決みたいな政局で議会を運営している自治体が、もし柴田町だったら図書館もできませんし総合体育館なんか到底できるはずはなかったと思います。議論はあっても、最後は町民のため、地域のため、みんなのため、ここが私はこれまでも続けてもらいたいなと思っております。いろいろこれから動きがあるんですが、いろんな動きが終わったらノーサイド、ノーサイドでやっぱりもう一回原点に返ってもらってみんなでこの柴田町を育ててもらいたいと思っております。

執行部の皆さんには、やっぱり今の若い人たちの考え方と我々の世代がちょっと違うものですから、やっぱりその一方的な住民からの要望が多すぎて残業せざるを得ないというようなことが続いておりましたので、それで心を病む人もちょっと多く出てきた関係もありますので、やはりそこは我々組織を預かるものとして働きやすい環境をつくらなきゃならないということで、今朝ほど報告したように8時45分から4時まで集中的に仕事をして、なるべく残業をしな

いような方向性もやりました。それからやっぱり現場の声ですね。今補助金分配業務に職員がなっています。現場に行く機会がないんです。でもそれではいけないので、やっぱり現場でどうなっているか、人々が何を今困っているのか、苦しんでいるのか直接職員に言ってもらって、そして持ち寄って、そしてかなえる。組織で考えて少しでもいい方向に政策でまとめて、あとは町長が財源とか、それは私の仕事になりますので、現場に行って汗をかく組織に、今もやっていますけれども、さらに進化してほしいというのがこれから議会や執行部へ伝えたいことでございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） ありがとうございます。町長の6期24年の町政運営の総括、町民への説明責任、そして教育への投資について伺いました。

私は、財政が厳しい時代だからこそ町民への説明はこれまで以上に大切になると思います。厳しい現実を伝えることは必要です。しかし、それだけでは町民は前を向けません。町として何を大切にし、どの順番で進め、どのような未来を目指すのか。そこまで示してこそ町民は納得し、町政に関心を持ち、一緒にまちをつくっていかうと思えるのではないのでしょうか。また、教育への投資についても施設を整えること、予算をつけることはもちろん大切です。しかし、それだけで終わってはいけないと思います。整えた環境をどう生かすのか、子どもたちの成長にどうつなげていくのか、地域への愛着をどう育てるのか、将来の柴田町を担う人たちをどう育てるのか、そこまで考えてこそ本当の意味での教育への投資だと考えます。

町長には、この24年の経験を最後まで町民に分かりやすく伝えていただきたいと思います。そして、次の町政も厳しい現実と向き合いながら子どもたちの未来に希望の持てる町政を引き継いでいただくことを期待しています。

以上で質問を終わります。

○議長（石森靖明君） これにて2番大橋武彦君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後2時40分、再開します。

午後2時23分 休 憩

午後2時40分 再 開

○議長（石森靖明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5 番吉田清君、質問席において質問してください。

〔5 番 吉田 清君 登壇〕

○5 番（吉田 清君） 5 番吉田清でございます。

大綱 2 問質問させていただきます。

大綱 1 問目、**滝口町政24年の総括と、次代へつなぐ政治信念を問う。**

今限りでの引退を表明されました滝口町長に対し、これまでの多大なるご尽力へ深く敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げます。ご勇退の報に接し、万感胸に迫る思いです。

6 期24年という長きにわたり、激動する社会情勢の中で本町のかじ取りを担われ、住民福祉の向上と郷土の発展に心血を注いでこられました。その情熱と多大なるご功績に対し、改めて深甚なる敬意を表する次第です。

滝口町長の最後の定例会議に当たり、次のことについて質問いたします。

1) 町長が初当選された当時と現在では、本町を取り巻く環境は大きく変貌いたしました。数々の困難な決断を迫られる場面も多々あったかと思われませんが、この24年間、町長が常に揺るぎない指針としてきた「政治家としての信念」とは何であったか伺います。

2) 手掛けられた数々の施策の中で、特に「町民の笑顔につながった」と確信されている事業について、今改めてその思いを伺います。

3) 「やり残したこと」とともに、「次代へ託したい未来」としての切実なる願いを伺います。

大綱 2 問目、**選挙事務に従事する職員の負担軽減と労働環境確保を問う。**

令和 8 年 7 月12日に投開票を控える柴田町長選挙及び柴田町議会議員補欠選挙は、本町の行く末を左右する極めて重要な選挙です。

選挙管理委員会をはじめ、全庁的な協力体制のもと、事前準備から当日の執行、そして深夜に及ぶ開票作業まで、公正な選挙を支える職員の皆様の献身的なご尽力に対し、深く敬意を表します。その上で、円滑かつ適正な選挙運営に向けた諸課題について伺います。

1) 従事職員の負担軽減と労働環境について、今後執行される両選挙において、投開票事務に従事する職員の長時間労働や事務処理の重圧など、現場が抱える精神的・肉体的負担をどのように認識していますか。

2) 若年層の投票率向上に向けた取組について、主権者教育の観点も含め、次代を担う若年

層の投票率を向上させるため、どのような具体的施策を講じていますか。

3) バリアフリー化と投票環境の整備について、高齢者や障害をお持ちの有権者が、戸惑うことなく投票所に足を運び、円滑に投票できる環境が整っているか、現状の認識と今後の改善策を伺います。

4) 危機管理とバックアップ体制について、投開票当日におけるシステムトラブルや自然災害、あるいは不測の事態への備えとして、全庁的なバックアップ体制をどのように構築しているか伺います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 吉田清議員、大綱2点ございました。

まずは、私の20年間の総括でございます。大橋議員とダブルかもしれませんので、ご了承いただきたいと思います。

1点目、政治家としての信念についてですが、私が町政運営で心がけたことは町民との間に垣根をつくらないということでした。権限を持つ立場にあっても、いばらず、おごらず、親しみやすくを肝に銘じてきました。

庶民派の政治家としての信念としては、これまでの政治力に頼った我田引水型の政治スタイルとは一線を画し、職員とともに「エビでタイを釣る」独自の政策力に磨きをかけ、クリーンでしがらみのない政治姿勢を貫いたことでございます。

2点目、町民の笑顔につながったと確信している事業でございます。なかなか一般の人には笑顔というものがないものですから、純粋な子どもたちからのお話をさせていただきますが、1つに、5年間で約60億円もの予算を使いまして学校や校庭や体育館の整備をはじめトイレの洋式化、エアコンの設置、照明のLED化、さらに遊具やテニスコートを新しくしたことや子ども会議を体験して子どもたちから感謝のメッセージをいただいたことでございます。特に、今覚えているのは、西住小学校のかわいい1年生から自分たちの畑で育てたサツマイモを頂いたときは、まさに政治家冥利に尽きました。

2つに、冬の風物詩となったファンタジーイルミネーションで光のトンネルや光の動物園をつくった際に、子どもたちがはしゃぐ姿が印象に残っております。

3点目、やり残したこと及び次代へ託したい未来として切実なる願いについてですが、大橋議員にもお答えしましたが、時代の変化、社会の変化、住民の価値観の変化によって次々に地域課題が発生し、年々複雑化・多様化してきます。まちづくりはエンドレスでありここで終わ

りという完成形というものがないので、全て途中経過ということになります。

現在柴田町が進めている都市基盤の整備も、セールティネットの構築も、産業の振興も、水害対策も全て道半ばであり、今後も引き続き対策を継続させていく必要がございます。

これから先の未来は、A I やロボットが登場し、また、日進月歩でデジタル技術が進化し社会や暮らしの中に浸透してきますので、これから託す未来像を想像するのが困難になっております。一方で、技術革新が進み、人と人とのつながりよりも人と機械との関係が重視される時代になればなるほど、その反動として緑豊かで美しく快適な都市環境が整備された中で人と人が社会的につながる居場所があり、生きがいを持って人生を謳歌できるまちづくりが求められてくると思います。そうした未来の柴田町の実現を次のリーダーに託したいと思っております。

大綱2点目、選挙事務に関してです。ここでお断りしないといけないんですが、まず、選挙管理委員会の事務は町長の権限が及ぶ範囲外ですので、本答弁につきましては町長から見た認識や考え方であることをご了承いただく必要がございます。選挙管理委員会の正式な回答ではありませんということですね。

令和8年7月12日に執行予定の町長選挙及び町議会議員補欠選挙は、本町の民主主義の根幹を支える極めて重要な選挙でありますので、選挙事務に従事する職員が直面する長時間労働や事務処理の重圧については十分に認識しております。

また、多くの職員が通常業務に加えて選挙事務に従事することになり、特に開票事務は深夜まで及ぶため、職員の精神的・肉体的な負担は相当なものがあるのではないかと認識しております。

町長としては、体調への配慮が必要な職員、子育てや介護など家庭の事情へ配慮が必要な職員、業務繁忙により時間外勤務が多くなっている職員などについては、選挙事務従事から外れるよう選挙管理委員会と調整をしており、職員への過度な負担が軽減されるよう努めております。

2点目、投票率の向上です。若年層の投票率向上については、本町のみならず全国的な課題と認識しております。

選挙管理委員会では、まちづくり出前講座のメニューとして「やさしい選挙の話」を準備しており、毎年町内の小中学校からの要請を受けて選挙の仕組みや制度、選挙と生活の関わりについて分かりやすく説明するとともに、模擬投票を行い実際に選挙を体験する取組を行っており、大変好評をいただいているとのことでした。

また、町内の中学校における生徒会選挙の際に、実際に投開票で使用する選挙物品の貸出しや二十歳のつどい開催時に若者向けの選挙リーフレットを配布し、さらに、昨年度には柴田町選挙管理委員会公式エックスにより若者が情報を得やすいSNSを活用した情報発信を開始するなど、若者が選挙を身近なものとして認識いただけるよう取り組んでいるものと認識しております。

3点目、高齢者や障害をお持ちの方に限らず、有権者が間違えることなく投票所に足を運んでいただけるよう周知が重要であると認識しております。

本町の投票区は、今年度から14か所となり、よりバリアフリー化が進んでいる町施設へと集約が図られましたが、構造上、土足化や段差の解消が困難な施設もありますので、そのような施設には配置する職員を増やすなどして移動等が困難な選挙人の介助等に努めていく必要があるのではないかと考えております。

4点目、本町では現時点で電子投票の導入や共通投票所を開設しているわけではないため、システムトラブルによる影響はないとのことです。

開票所で使用している機器類に不具合が発生した場合には、直ちに手作業による集計に切り替えるなど、選挙の執行に支障が生じないよう対応できるものと認識しております。

自然災害等の不測の事態が発生した場合ですが、選挙を執行する選挙管理委員会としては災害があったとしても投票できる環境を維持しなければならない一方で、町は町民の生命と財産を最優先しなければなりません。

万が一、投開票事務中に災害が発生した場合には、選挙事務に従事する職員は全ての投開票所の状況を把握した上でそれぞれの施設において安全を確保し、投開票事務を継続することになるかと思います。この場合、町全体の被害状況の確認等については、選挙事務に従事していない職員を緊急招集して対応に当たることになります。

町長としては、投開票事務中においても不測の事態に対応できるよう、選挙事務への職員配置については選挙管理委員会と綿密に調整を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（石森靖明君） 再質問の前に再度お願いをいたします。質問、答弁は簡潔、的確に行うようお願いをしておきます。

吉田清君、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 私ごとではございますが、私が1期目の当選を果たした直後、町長からいただいた忘れられない言葉がございます。それは「新人なんだから遠慮せず何でも質問しな

さい、そうでないと質問できなくなるよ。それから誰よりも謙虚であり続けること。清君は性格もいいもんだからな」と、当時の私を温かく、時に厳しく導いてくださったこのお言葉は、今も私の議員活動の揺るぎない糧となっております。最後に、長年苦楽を共にしてきた庁舎職員の皆様、そして何より町長を信じて共に歩んでこられた多くの町民の皆様へ、これまでの歩みを振り返り、ご退任に当たっての熱い魂のメッセージをいただき、私の1問目の質問とさせていただきます。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私は、政治家になろうとしたのは桜です。柴田町のシンボルである桜、これをみんなで守り育てて次の1,000年先まで伝えていくことが柴田の町民の責務ではないかと、そのリーダーシップを取らせていただいたということでございます。いろんなメッセージがありますが、やはり私の原点である桜をみんなで守り育て、次の世代につないでいくことが柴田町を発展させる原動力になり続けるという思いを町民の皆さんに訴えさせていただきたいと思っております。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 町長、大変にありがとうございました。

大綱2問目に移らせていただきます。

開票の目標、当日なんですけれども、これは終了時間等は選挙管理委員会ではその都度決めているのでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 目標は特に定めてはおりませんが、過去の開票終了時刻などそういった参考となる目安ですね、それは従事職員にも周知しているところでございます。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） その場合、開票に従事する職員にも終了時間の目標とかは皆さんに共有しているんですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 開票は、例えば点検係だとか、計数、数える係だとか、あと疑問審査とか主任を置くんですね。その主任の会議を事前に開催しまして、大体の時間の目安は伝えております。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 分かりました。

選挙事務は、地方自治体職員にとって通常業務に加えて担うべき極めて重要な責務ですが、一方で、育児や介護など、個人の健康などやむを得ない事情からその従事が大きな負担となっている職員もいるかと思うのでございます。職員が無理なく協力し合える体制づくりや多様な事情を抱える職員への配慮が求められる中で、現在の開票事務に従事可能な職員の確保状況や実態はどのようになっていますか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 議員が懸念されていましておりやはり深夜まで及びますので、まず子育て中の職員であるとか、あとは体調面で心配のある職員は従事させません。その上で、ちょっと前まではやはり慣れた職員に従事してもらうのがいいだろうということで充ててはいたんですけれども、前々回の選挙あたりから若手登用で十分こなせることが分かりましたので、その辺の開票について職員の従事についても特に問題はないと考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 分かりました。

役場の職員だけで選挙における投票や開票業務をそういう職員の不足などで賄えなくなったという場合、大きな都市のように臨時職員やアルバイトの雇用も検討しているのでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 検討はしております。ただし、現在も期日前投票については一部会計年度任用職員にお願いしてまして、今後も職員の状況によっては会計年度任用職員の任用が必要になってきますけれども、選挙はご存じのとおり1票の間違いも許されないという重圧がございます。そういうことでは、やはり基本としては正職員、公務員としての自覚を常に持っている正職員で担うというのを基本としています。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 開票作業が深夜に及んだ際、翌日の公務に支障が来さないように代休取得の徹底や勤務時間の確保、例えば午後から出勤するとか朝の勤務を遅らせるとか、そのような対策は具体的に講じているんですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 具体的に選挙管理委員会から全職員に示

しているわけではありませんが、まず、例えば国の選挙であれば衆議院が解散しそうだとかあと町の選挙であれば大体この年度の何月頃というサイクルがありますので、各課の課長がそういったものはもう重々分かっていますので、選挙の翌日に例えば大きなイベントは控えるとか、あとは従事する職員も事前に上司に翌日は年次休暇を届け出るとか、そういったことは各課で対応している状況でございます。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 分かりました。

職員の健康維持の観点からですが、当日の昼食や夕食の確保、休憩時間はどのような配慮がなされているんですかね。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） まず、休憩時間につきましては、立会人さんも投票管理者も大分長時間従事することになりますので、交代、交代で必ず休むように、また、投票所においては必ず立会人さんはじめ職員が休めるスペースを設けるように実施しています。昼食は各自で準備でございますが、開票に従事する職員については選挙管理委員会のほうでお弁当を配布してございます。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 昼は自由を買っていただく、用意していない、夜は弁当を配布する。例えばなんですけれども、肉が嫌いなんだよねという職員とかそういうのまでの配慮はないですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 次の選挙も実際に町内の企業にお弁当を発注している途中ですが、バランスのよいお弁当ということでお願いしているところでございます。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 今年採用になった職員、初めて今回選挙事務に携わると思うんですけれども、今年度採用の職員に対してこの事務の重要性や具体的な実務の手順や効率的な進め方など、丁寧な教示というか研修などは行っているんですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 丁寧な研修となると、実はやってはおりません。採用時に私から、まず選挙というのは民主主義の根幹でございますので、地方自治を

守るため、皆さんはやっぱり公務員として志望されたわけだから、まず災害対応と同じレベルで選挙の事務には従事していただくことになる。つまり、日曜日の出勤になりますので、その辺は必ず協力してもらうことになるよと、公務員本来の仕事ですよということで採用時には必ず説明はしております。また、具体的な業務については、先ほど開票の主任だとかあと投票所にも必ず主任の職員を置きます。やることは非常に単純なことなんです。ただ、緊張しますので、一つ一つ今まで本町の選挙管理委員会が積み上げたやり方を投票所の上司、先輩が丁寧に新人職員に指導している、そういう状況でございます。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 今年度採用の職員にも丁寧にいただいているということで、私も安心しました。

今回の町長選挙は、住民の関心が高く投票だけでなく開票への注目も集まっているのかなと思うのでございます。特に、開票所となる役場庁舎4階だったかと思うんですけども、傍聴者が今まで以上に詰めかけるのではないかなと私は予想されていますが、その際の対応などは考えておりますか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） このところずっと保健センターの4階を開票所として使っておりますが、あのとおり狭いんですね。ただ、狭いんですけども開票の効率は物すごくいいんです。ただし、傍聴席は前回の町議選のときも50席ほど準備はしました。最近、マスコミも来るのでマスコミの席も含めてなんですけれども、あんまり昔に比べて来なくなった感じがします。町のホームページで開票状況を表示するようになってから少なくなってきたのかなと、そういう状況です。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 分かりました。

（2）の若年層の投票率向上に向けた質問なんです、私自身、ちょっと総務常任委員会の委員という立場も踏まえまして、今回は一般質問の形式を取るのではなく総務常任委員会における所管事務調査を勘案し質問は見合わせていただくことにしました。

3番のバリアフリー化のご答弁を見てなんですけれども、実際私の元に身近な高齢者の方から免許を返納してから投票所まで歩いて行くのが本当に大変になった、今は足腰が弱ってしまい行くのを諦めているという切実な声が届いております。ご答弁では、各投票所におけるスロープの設置や車椅子の用意など一定の配慮がなされているとのことでしたが、しかし幾ら投票

所の中がバリアフリー化したりされても、そこまで行く手段がなければ有権者は1票を投じることはできません。そこで、自力で投票所へ行くことが困難な有権者への支援について、町ではどのように考えているのかお伺いします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 今回、投票所が今年度から17か所から14か所、農村環境改善センターに集約する地区がございまして、確かに区長さんとかのご意見もお伺いしましたけれども、まだ大きな問題にはなっていないのかなと、改善センターでいいよというようなご返事はいただいていた。ただ、その切実な投票所に行けないという方については、本町の選挙管理委員会でも様々なほかの自治体の状況を研究はしているところではございます。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 私は、投票を諦めている方がどれほどいるのかという実態を知ることが、1票の格差を是正し主権者としての権利の平等を守るための第一歩であると考えております。免許返納者や歩行困難な方を対象に投票への移動に関するアンケート調査や実態調査をやるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） ちょっとなかなか、全町民有権者を対象とした調査は今のところは考えておりません。国の公益財団法人明るい選挙推進協会というのがあるんですけれども、そちらのほうで大きな国政選挙などのたびに有権者を対象にした調査をやっていますので、そちらを参考としているところでございます。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 数字や実態が見えなければ実効性のある対策は生まれないと思うのでございます。町として投票への移動に関するアンケート調査に私は踏み切るべきだと考えていますが、町長はこの辺はどうですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり一番最初に申し上げましたように、選挙管理委員会は別組織なので、町長のコメントは控えさせていただきます。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 総務課長、どうですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 今の私の答弁での全国的な調査も踏まえた上で、なお、町長選挙、町議選に向けて選挙管理委員会を今後も何回も開きますので、ちょっと話題として、委員会の中で話題として協議させていただきます。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 他の自治体では、アンケート調査を基に、選挙期間中に限って期日前投票所への無料シャトルバスを巡回させたりタクシー利用券、投票支援券を配布したりしている先進的な取組が始まっているところもあるんです。本町でも交通事業者と連携し、投票所に特化した移動支援策を検討するくらいの余地はどうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 当然、余地が全くないということはありませんので、調査研究は今後もしていかないと駄目だと認識しております。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 気仙沼市では、事前登録した移動手段のない65歳以上の高齢者や障害のある方、要介護者、妊産婦などを対象に自宅から投票所、期日前、当日も可、までの往復に使えるタクシー券を配布し、無料送迎を行っております。山形県米沢市、秋田県男鹿市、仙北市でも同様に歩行や自家用車での移動が困難な人を対象に、往復するタクシー料金を助成する取組を行っています。事前の電話やLINE、ファクスでの申込みをし、これは投票率低下に歯止めをかけているということなんですよ。ただ行けないという理由じゃなくて、投票率をもうこれ以上上げないという取組なんです。全国的にも一歩進んだ事例がたくさんあります。本町でも、確かにお金はかかると思うんですが、再度検討すべきではないですか。どうですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 大変参考になります。ありがとうございます。

本町でも工夫といいますか、期日前投票の箇所数はほかの自治体はほとんど1か所なんですけれども、本町のような面積が小さい自治体でも2か所、槻木、船岡で実施しております。ですので、本町の公共交通の一つでありますデマンドタクシーで期日前投票に来ていただくとかそういった呼びかけはできるかと思います。なお、議員おっしゃるとおり、財政力にもよるんでしょうけれども、そのような取組をしている自治体については今後も何かしら調査研究の対象として認識しているところでございます。

○議長（石森靖明君） 再質問はありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） ありがとうございます。

4番目の危機管理バックアップ体制についてお伺いいたします。投開票当日の現場は、時間との戦いであり、極めて高い緊張感に包まれているかと思います。当日応援に入る職員は、普段の選挙事務に慣れていないケースも多く、いざ大規模なシステム障害や通信トラブル、あるいは停電などの不測の事態が起きた際、マニュアルを見ただけで即座に、パニックを起こさず代替手段、手書き集計や予備回線への切替えなどへの移行ができるのか、実効性に私は懸念が残っております。そこでお伺いしますが、こうした危機管理マニュアルの策定だけでなく、当日の従事職員を対象としたシステム障害や突発的な事態を想定した具体的なシミュレーション訓練やトラブル対応の研修は、事前にどの程度実施されているのでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） 訓練とまでは、実はやってはおりません。まず、投票についてはほとんどがアナログですので、機器のシステムダウンとかという心配はないんです。開票については、バックアップの機材とかも必ず準備しておりますし、読み取り装置という立派な機械も使うんですが、その際にも業者に詰めていただいたり万全は期しています。ただ、その訓練までは実はしていなくて、開票の各担当の主任を呼んで綿密な打合せは行っています。主任もずっと同じメンバーではないので、その担当も変わったりしますから、その都度新たな質疑が出てくるんですね。こういう場合はどうなるんですかとか、各職員からたくさん不安材料とかが出てきますので、それを選挙管理委員会のスタッフのほうで対処する方針を固めて、それをまたフィードバックするというそういうことで万全の体制に仕上がっているところでございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） 最後になります。

選挙の電子投票についてお伺いします。今の時代、買物の支払いや様々な手続がパソコンやスマートフォン、またタッチパネルで簡単にできるようになっています。選挙においても投票所に機械を置いて画面に触れて投票する電子投票や機械による自動の開票が十分に可能な時代になっております。今すぐの話ではなくても、電子投票が実現すれば文字の書き間違いによる無効票がなくなります。さらに、開票作業が劇的に速くなり、遅くまで働く職員の負担や人件費を大きく減らすことができるのではないのでしょうか。そこでお伺いします。柴田町選挙管理委員会では、この電子投票についてどのように考えているのでしょうか。また、将来的に柴田

町でも導入する可能性や余地があるのか、お伺いします。

○議長（石森靖明君） 吉田議員、電子投票の導入については若干通告外のところがございますが。

答弁可能でしょうか。（「はい」の声あり）では、総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（藤原輝美幸君） まず、電子投票については選挙管理委員会内ではまだやるとかそこまでは実はなっておりません。ただし、選挙管理委員会のスタッフのほうでは、やはり先進自治体がございますので非常に興味は示しているところでございます。議員のおっしゃるとおり、投票所に行くことが難しい方だとか、もう劇的にあと職員も事務作業が物すごく軽減されますので、まさしく吉田議員のおっしゃるとおりメリットはあると思います。そういうことで、これも結局同じになりますが、先進自治体の事例の研究には継続して注視してまいりたいと思います。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（吉田 清君） ありません。

○議長（石森靖明君） これにて5番吉田清君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

6月8日午前9時30分再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時19分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鹿又博文が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年6月5日

議 長 石 森 靖 明

署名議員 4 番 笠 松 均

署名議員 5 番 吉 田 清